

# 国の制度及び予算に関する 提案・要望書



© 国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所



上：15,000TEU 型超大型 LNG 燃料コンテナ船「CMA CGM Liberty」が横浜港に初入港（令和5年7月24日）  
左下：秋の里山ガーデンフェスタ（令和5年9月16日～10月15日）  
右下：旭区自治会町内会向け大都市制度研修会（令和5年8月23日）

明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER  
YOKOHAMA

令和5年11月  
横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

横浜市は「横浜市中期計画 2022～2025」の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、あらゆる分野の政策を連携させ取り組んでいます。

このたびの提案・要望は、引き続き子育て支援を最優先して取り組むため、今年6月に策定された「こども未来戦略方針」に基づく子ども・子育て施策の強化に向けた必要な措置を挙げています。また、脱炭素のリーディングシティとして、水素社会の実現に向けた取組や、2027年の国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」開催に向けた協力・支援についても盛り込んでいます。さらに、社会経済情勢を踏まえた中小企業支援や安全・安心な市民生活を支えるまちづくりなど、基礎自治体として迅速かつ着実に取り組むべき施策を挙げています。

人口減少や少子高齢化の進展、物価高など多くの課題に直面する中でも、横浜の持つ多様な魅力をさらに高め、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」、「選ばれるまち」の実現に向けてスピード感を持って取り組んでいきます。そして、国や県、周辺自治体等と緊密に連携し、最大の基礎自治体として、日本が抱える課題の解決と活力の創出にも貢献してまいります。

関係府省におかれましては、この提案・要望に対し、特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和5年11月

横浜市長

山中竹春

## 提案・要望項目

1. 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計	1
2. 子どもの医療費助成の充実	3
3. 子育て・教育に係る経済的支援の拡充	5
4. こども未来戦略方針に基づく子ども・子育て施策の強化に向けた必要な措置	7
5. デジタル・AI時代を見据えたGIGAスクール推進	13
6. 充実した教育環境のための支援スタッフの配置及び教員確保のための処遇改善	15
7. 介護職員等の処遇改善と負担軽減に向けた取組の推進	17
8. 医師の働き方改革を支えるデジタル技術を活用した医療DXの推進	19
9. 新型コロナワクチンの安定的な制度への移行に向けた必要な措置	21
10. 带状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置	23
11. 社会経済情勢を踏まえた中小企業への支援	25
12. 水素社会の実現に向けた取組への支援	27
13. プラスチック資源循環の推進	29
14. 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援	31
15. 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援	33
16. 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援	35
17. 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進	37
18. クルーズ船の受入れ機能強化と港の賑わい創出	39
19. 安全・安心で環境にやさしい港づくり	41
20. 道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進	43
21. 高速道路の整備推進	45
22. 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進	47
23. 「特別市」の早期法制化の実現	49
24. 観光振興や市民生活等を支える移動環境充実に向けた規制改革の推進	51
25. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における定額減税実施に際しての地方行財政への配慮	53
【巻末】提案・要望項目 府省別一覧	54

# 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計

厚生労働省

## 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計

### 現状

#### 国

- (1) 令和5年4月から、出産育児一時金が42万円から50万円に増額。
- (2) 厚生労働省によると、出産費用は年間平均1%程度で上昇。また出産費用の平均値は、都道府県によって20万円以上の差が見られる。(参考1：出産費用の推移)
- (3) 令和5年6月に公表された「こども未来戦略方針」において、2026年度を目途に、出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進めるとされている。
- (4) 出産費用の見える化については、出産費用の直接支払制度を利用している約2,300施設について、各医療機関・助産所の同意を得て、付帯サービスや分娩に要する費用等の公表方法に加え、直接支払制度の請求書データに基づき、平均入院日数、出産費用、室料差額、及び妊婦合計負担額の平均額等を令和6年4月からウェブサイトにおいて公表開始予定。

#### 横浜市

- (1) 厚生労働省の発表によると、令和4年度の室料差額等を除いた公的病院の神奈川県における出産費用の平均値は51万2,349円となっており、増額後の出産育児一時金50万円を上回っている。(参考2：公的病院における都道府県別出産費用(令和4年度))
- (2) 現在、横浜市の出産費用の実態把握を目的に、市内の産科医療機関等を対象に出産費用の内訳等について調査を実施。年内に調査結果が出る見通し。

### 課題

#### 出産費用における公的医療保険適用の制度設計にあたっては丁寧な検討が必要

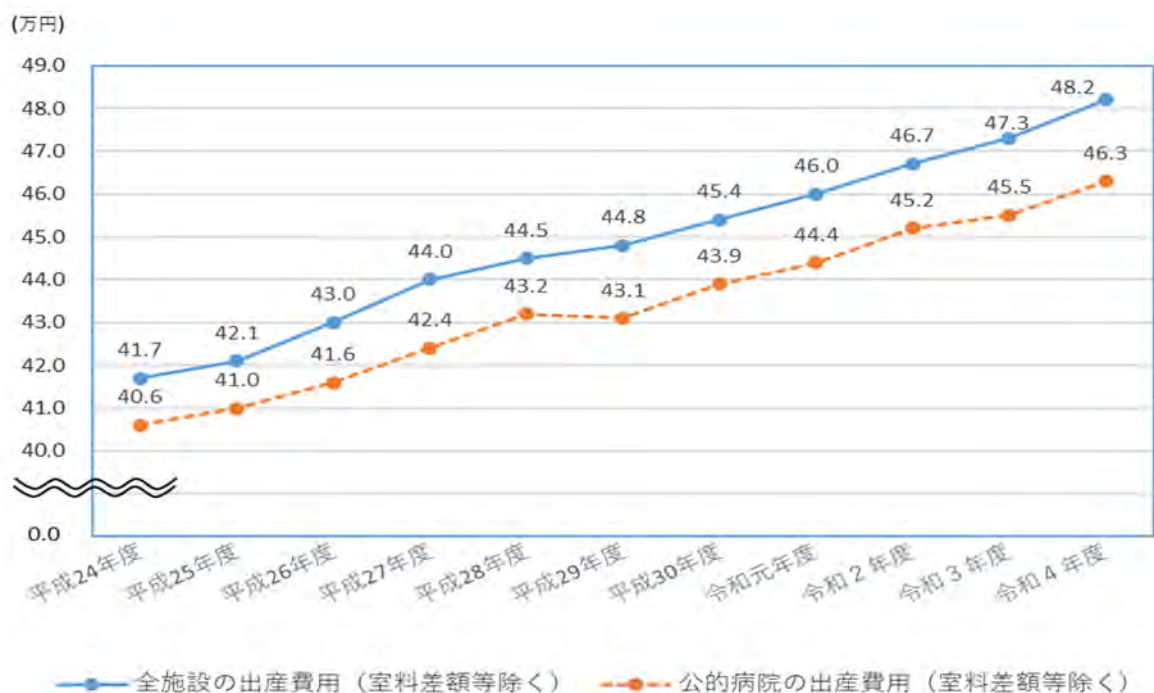
- (1) 大都市圏の出産費用が高額であることを踏まえ、保険適用の実現までの間の対応として、出産育児一時金の地域加算制度の構築が必要。
- (2) 出産費用を理由に出産を躊躇うことのないよう、保険診療の対象とした費用の自己負担額は全額公費で負担する仕組みとすることが必要。
- (3) 保険適用により公定価格として全国一律に診療報酬が定められた場合、現在医療機関で確保している人員体制等の維持が困難になることや、医療機関等の経営が成り立たなくなるなどの懸念がある。地域間の出産費用の格差が大きいことを踏まえ、人件費や物価が高額な大都市圏においても出産環境や医療提供体制の質が落ちることのないよう、診療報酬の検討にあたっては、地域の実情を十分に踏まえた検討が必要。
- (4) 分娩は病気ではないとして保険適用外とされてきた背景から、制度上の位置づけの見直しや保険適用の範囲の整理など様々な課題がある。

提案・要望内容

- 1 大都市圏の出産費用が高額であることを踏まえ、保険適用の実現までの間の対応として、出産育児一時金の地域加算制度を構築すること。出産費用における保険適用の検討にあたり、自己負担額は全額公費で賄うとともに、公費負担については、国による財政負担を前提に進めること。また、地域間の費用格差を踏まえ、大都市圏の医療機関等の経営に配慮した制度設計とするとともに、各施設が工夫を凝らして実施している独自サービスに対する妊婦の選択の幅が狭まることのないよう、保険適用の範囲の整理にあたっては、様々な課題を踏まえ、丁寧に検討すること

参考 1 出産費用の推移

(出典元：厚生労働省集計資料)



厚生労働保険局で作成 室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額

参考 2 公的病院における都道府県別出産費用 (令和4年度)

(出典元：厚生労働省集計資料)

(単位：円)

都道府県	平均値	中央値	都道府県	平均値	中央値	都道府県	平均値	中央値	都道府県	平均値	中央値
北海道	420,410	425,200	東京	562,390	542,630	滋賀	482,678	483,270	香川	447,447	451,960
青森	413,902	423,908	神奈川	512,349	515,625	京都	438,954	434,690	愛媛	427,028	437,000
岩手	473,765	478,585	新潟	501,966	500,265	大阪	430,083	439,260	高知	401,470	405,500
宮城	493,044	507,055	富山	450,263	470,785	兵庫	469,370	472,336	福岡	428,451	439,810
秋田	429,827	434,240	石川	436,487	428,920	奈良	361,448	369,510	佐賀	364,869	385,050
山形	507,854	513,760	福井	413,395	417,930	和歌山	404,045	397,192	長崎	410,200	422,165
福島	442,256	451,220	山梨	468,392	451,531	鳥取	359,287	368,613	熊本	420,510	415,445
茨城	531,941	533,845	長野	480,801	480,610	島根	433,577	452,640	大分	406,878	411,340
栃木	465,489	485,040	岐阜	421,569	434,600	岡山	463,120	473,060	宮崎	412,431	412,863
群馬	462,259	469,385	静岡	433,775	436,770	広島	480,432	485,495	鹿児島	398,742	398,443
埼玉	472,753	492,000	愛知	467,562	453,300	山口	410,506	416,180	沖縄	368,324	377,650
千葉	471,159	488,765	三重	429,483	417,700	徳島	468,370	467,510	全国	463,450	463,000

## 子どもの医療費助成の充実

こども家庭庁

- 1 子どもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度の構築
- 2 国と地方自治体が共同で制度検討を行う体制の構築

### 現状

#### 国

- (1) 子どもの医療費については、医療保険制度の下で、義務教育就学前は2割、就学後は3割が自己負担。
- (2) 自己負担分に対しては、全ての市区町村が独自の助成を実施。一方で、対象年齢・所得制限・自己負担額等の助成内容は、各市区町村によって異なる。
- (3) 子どもの医療費助成を行う市区町村に対して、国民健康保険への国庫負担金を減額する措置が行われてきたが、平成30年度から、義務教育就学前の子どもについては廃止される等、市区町村による取組への支援に進展。
- (4) 令和5年4月から「こども家庭庁」を設置。

#### 横浜市

- (1) 子どもの医療費助成の対象を段階的に拡充しており、通院助成の対象を平成29年4月に小学6年生まで、平成31年4月から中学3年生まで拡大し、令和3年4月から、1、2歳児の所得制限を撤廃し、令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃。
- (2) 令和5年4月及び7月、指定都市市長会として、統一的な子ども医療費助成制度の創設を要請。

### 課題

#### 子どもの医療費に関して、本来国の責任で全国一律の医療費助成制度を構築することが必要

- (1) 令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関に受診しやすい環境を築くための重要な施策。本来は、地方自治体間の差異をなくしナショナル・ミニマムの保障として、国の主導による全国的な実施が必要。
- (2) 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があり、不公平感が生じているため、全国一律の医療費助成制度が必要。

### 提案・要望内容

- 1 全ての子どもが、18歳の年度末まで、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう、**子どもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度の構築**
- 2 長期的に安定した全国一律の医療費助成制度設計となるよう、**国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築**

参考1 横浜市の小児医療費助成制度（令和5年8月から所得制限及び一部負担金撤廃）

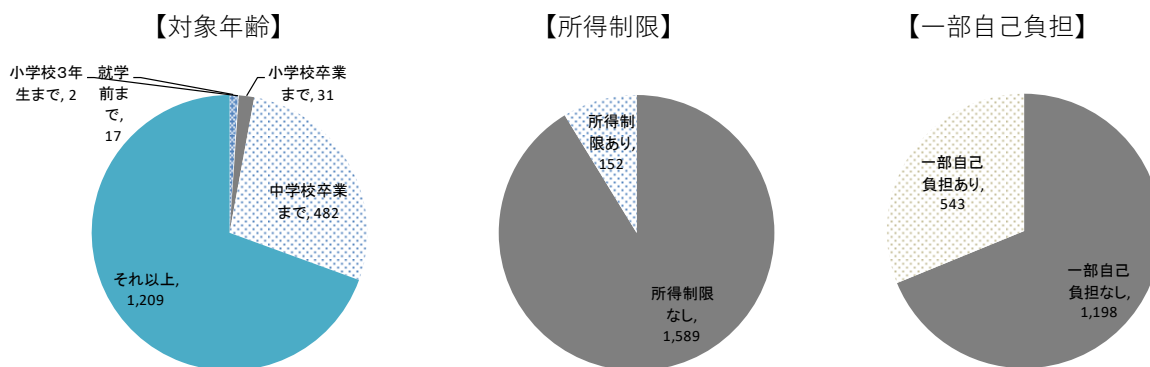
	改正前	改正後(令和5年8月以降)
年齢	0歳～中3	0歳～中3
助成対象	入院・通院	入院・通院
所得制限	3歳以上所得制限あり	なし
助成内容	次の場合は通院1回500円の一部負担金あり ・1、2歳児で保護者の所得が基準額以上の子ども ・小学4年～中学3年生の子ども(非課税世帯を除く)	全額助成

参考2 子どもの医療費の自己負担分への助成の実施状況

全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

<通院に対する助成の実施状況>

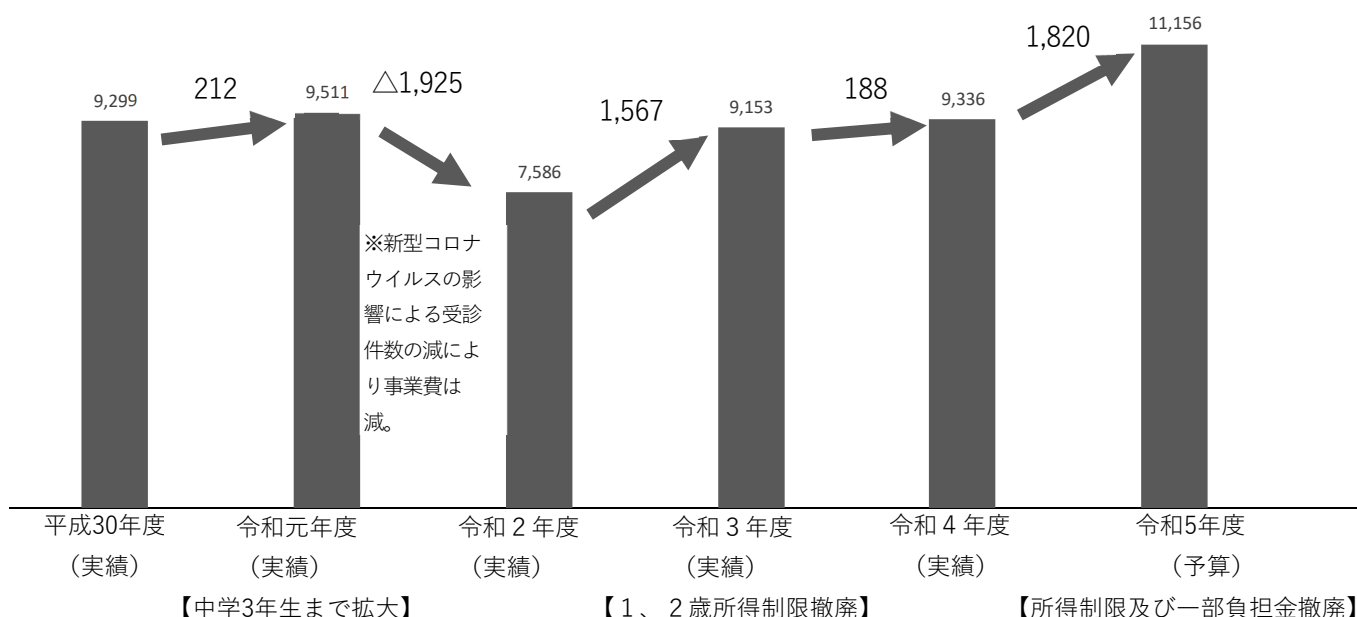
(単位：市区町村)



(出典) こども家庭庁 令和5年度「こどもに係る医療費の援助についての調査」

参考3 横浜市における事業費の推移

(単位：百万円)



## 子育て・教育に係る経済的支援の拡充

こども家庭庁

### 多子世帯に対する保育料軽減制度の拡充等

#### 現状

##### 国

- (1) 子ども・子育て支援新制度（平成 27 年）において、**多子世帯等に対する認可保育所等の保育料の負担軽減**を規定。
- (2) 幼児教育・保育について、3～5 歳児クラスの利用者及び 0～2 歳児クラスの子どもの非課税世帯の保育料等<sup>（注）</sup>を無償化（令和元年）。**年収 360 万未満相当の世帯については軽減措置**を拡充。
- (3) 多子世帯に対する経済的負担の軽減は、**0～2 歳児クラスの保育料について、認可保育所等を利用しているきょうだいがいる場合に第 2 子を半額、第 3 子を無償に軽減**。年齢条件（きょうだい児が未就学児であること）、施設利用条件（きょうだい児が未就園や認可外保育施設利用だときょうだい児として数えない）あり。
- (4) 3～5 歳児クラスについては、第 3 子の副食費を免除。年齢条件（認可保育所等は保育料軽減と同じ条件。幼稚園等はきょうだい児が 3 歳から小学 3 年生）、施設利用条件あり。

##### 横浜市

- (1) 国基準保育料から市独自に軽減し、低所得者層では概ね国基準の 5 割程度、中間層から高所得者層では 7～8 割程度としている。
- (2) 横浜市が認定を与える認可外保育施設（横浜保育室）や保留児を対象とした一時預かり事業（年度限定保育事業）の利用者がいる世帯についても、市独自に多子軽減を実施。

#### 課題

##### 多子世帯に対する保育料等、育児に関する経済的負担の軽減が必要

- (1) きょうだいの年齢が離れている場合や、認可保育所に空きがなくやむを得ず認可外保育施設等を利用する場合などは軽減の対象外となっており、**実際の子どもの人数に応じた負担軽減となっておらず、制度が分かりづらい**。（参考 1）
- (2) **必ずしも望んだタイミングで子どもを授かるとは限らないにもかかわらず、きょうだいの年齢差によって軽減の対象外になることは不公平感が強く、制度の見直しを望む切実な声が多い**。
- (3) 子ども・子育て支援新制度のなかで**多子軽減にかかる年齢条件が保育所等と幼稚園等で異なることが分かりづらく**、利用者の不満や不公平感を招いている。特に、認定こども園では同じ施設で保育利用と教育利用できょうだいの数え方が異なることに、施設や利用者の理解が得難い。
- (4) **第 2 子保育料の無償化など多子軽減を独自に拡充する自治体が増加し、政令市では半数以上が何らかの拡充策を実施している**。多子世帯への経済的支援は、自治体の財政力による地域格差を生じさせないよう、**国が主導することが必要**。
- (5) 国の調査に基づく横浜市推計では 2 人以上の子どもを望む世帯は 22.4 万世帯いるが、実際に子どもが 2 人以上いる世帯は 11.6 万世帯であり、10.8 万世帯に理想と現実のギャップがある。



- (6) **理想の子ども数を持たない理由**では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（妻 35 歳未満 77.8%）」を挙げる世帯が一番多く、**第2子保育料の無償化などの多子軽減を拡充し、経済的負担を軽減することは少子化対策として有効。**（出生動向基本調査・国勢調査 2020 年から推計）
- (7) 併せて幼児・教育保育の無償化の2歳児以下への適用、児童手当の所得制限撤廃や支給額拡大、小中学校の給食費の無償化など、子育て・教育全般の経済的負担を軽減する政策が必要

### 提案・要望内容

- 複数の子どもを育てることに対する経済的負担の軽減や、所得や年齢等により出産をあきらめる家庭がなくなるよう、少子化対策を目的とした子ども子育て支援制度の拡充として、保育所や幼稚園等を利用する多子世帯への保育料等の負担軽減にかかる**年齢条件及び施設利用条件の撤廃**と、保育所等を利用する多子世帯に対する**第2子保育料の無償化**（0～2歳児クラス）
- 幼児教育・保育の無償化の2歳児以下への適用、児童手当の所得制限撤廃や支給額拡大、小中学校の給食費の無償化など、子育て・教育全般の経済的負担の軽減策の検討

#### 参考1 年齢条件及び施設利用条件による世帯への影響（子ども3人の世帯の例）

収入が同じ世帯でもきょうだいの年齢により、平均保育料で年間約53万円の差がある。  
また、上のきょうだい卒園した場合も軽減がなくなる。

※横浜市平均保育料（月額）：約44,000円（第1子標準時間）第2子を半額として試算

	第1子	第2子	第3子	保育料計/年	備考
世帯A	5歳児 (無償化)	1歳児 (22,000円)	0歳児 (0円)	264,000円	
世帯B	小学生 ※年齢条件により 数えない	1歳児 (44,000円) ※第1子扱い	0歳児 (22,000円) ※第2子扱い	792,000円 (差額528,000円)	第1子の年齢により 世帯Aより負担が大き く、不公平感に

#### 参考2 指定都市及び東京都の多子軽減拡充状況（横浜市調べ：今後拡充予定含む）

指定都市・東京都	軽減策
<b>6市・東京都</b> 東京都、大阪市、静岡市、堺市、福岡市、北九州市、札幌市	<b>年齢条件・施設条件の撤廃 第2子保育料の無償化</b>
<b>2市</b> 神戸市 川崎市	<b>年齢条件・施設条件の撤廃</b>
<b>8市</b> さいたま市、新潟市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市、広島市、仙台市	<b>その他拡充</b> 第3子のみ年齢条件撤廃など様々
<b>4市</b> 横浜市、相模原市、浜松市、千葉市	<b>国基準どおり</b>

#### 参考3 理想の子ども数を持たない主な理由（第16回出生動向基本調査（結果概要/妻の年齢35歳未満））

理由	割合（選択率）
子育てや教育にお金がかかりすぎるから	77.8%
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	23.1%
自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	21.4%

# こども未来戦略方針に基づく子ども・子育て施策の強化に向けた必要な措置

こども家庭庁

- 1 「こども誰でも通園制度」における利用しやすい制度の構築、及び地方の負担軽減
- 2 「放課後児童クラブ」の常勤職員配置の改善に伴う財政措置及び地域の実態に合わせた財政措置
- 3 「産後ケア事業」の提供体制確保のための財政措置及び質の確保に向けた取組
- 4 「児童発達支援センター」の役割を踏まえた財政措置
- 5 「こども家庭センター」の設置に伴う財政措置
- 6 「児童手当」の拡充に伴う財政措置

## 現状

### 国

- (1) 2022年に生まれた子どもの数は77万747人となり、ピーク時（1949年）の3分の1以下にまで減少し、さらにここ数年少子化のスピードが加速している。また少子化により、人口減少も加速している。
- (2) 2030年までが、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるラストチャンスであると位置づけ。
- (3) 令和5年4月に「こども家庭庁」を設立。6月に「こども未来戦略方針」を策定。年末に「こども大綱」を閣議決定する予定。
- (4) 次元の異なる少子化対策として、子ども・子育て施策を抜本的に強化するため、「こども未来戦略方針」において「加速化プラン」を策定し、今後3年間を集中取組期間とした。

### 横浜市

- (1) 出生数が2016年に3万人を下回り、2021年には24,133人と、少子化が加速している。また、人口についても、2021年から2年連続で自然減が社会増を上回り、減少している。
- (2) 横浜市中期計画（期間：2022年度～2025年度）を策定し、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を「基本戦略」に掲げ、「子育て支援」を最優先で取り組むべき課題とした。

## 課題

### こども未来戦略方針に基づく子ども・子育て施策の強化にあたり取り組むべき課題

こども未来戦略方針に基づく子ども・子育て施策を強化するためには、国と地方自治体の適切な役割分担により、地方自治体に過度な負担を求めないことが必要。

- (1) 「こども誰でも通園制度」について、対象施設、対象児童の規模が大きく、認定事務、給付事務、施設の確認及び基準等の監査等、市町村において様々な事務が想定されるため、負担の増大にならないよう制度の簡素化及び適切な財政措置が必要。また、制度の詳細が明らかでなく、現行の一時預かり事業や給付費、認定事務との整合性が不明瞭であり、システム標準化を見越した制度設計が必要。さらに、保育にかかる人材確保がますます厳しくなる懸念がある。

- (2) 「放課後児童クラブ」について、質の向上や人材確保のため更なる処遇改善が必要であるが、こども未来戦略方針に明記された「常勤職員配置の改善」の実施にあたっては、利用者負担への転嫁や市町村への補助率の上乗せを行うことなく、国による適切な財政措置が必要。また、都市部は賃借料の負担が重く、最低賃金も全国平均より高いため、全国一律ではなく地域の実態に合わせた補助額の設定が必要。
- (3) 「産後ケア事業」について、国の補助は、宿泊型・日帰り型・訪問型の3種類の合計で6か所を上限としており、延べ77か所（令和5年4月1日時点）で実施している横浜市においては、その多くが国の補助を利用できない。産後も安心して子育てができるよう提供体制の充実を図れば図るほど、市町村の財政負担が大きくなる制度となっている。また、事業の拡充にあたっては、安全管理も含む質の確保の取組に対する財政的支援や施設基準の策定が必要。
- (4) 「児童発達支援センター」について、令和6年4月改正の児童福祉法により、障害児の支援に関する地域の中核機関としての高度な専門的機能を求められている。事業費については、これまでは厚生労働省の障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の「児童発達支援センターの機能強化」と「巡回支援専門員整備」として、常勤・非常勤を問わず、補助対象経費にすることができた。令和5年度にこども家庭庁により「地域障害児支援体制強化事業」として2事業が再編・統合されたが、臨時職員の人件費のみを対象とし、求められる役割を十分果たすために必要な人材の確保及び育成が可能な補助制度になっていない。また、巡回支援専門員整備費については、自治体の規模に関係なく1市町村当たりの補助となっており、9か所のセンターにおいて実施している横浜市では国の補助が大きく不足している。児童発達支援センターが求められる役割を十分果たすため、適切な財政措置が必要。
- (5) 「こども家庭センター」（児童福祉法改正により令和6年度から市区町村が設置）において、サポートプランの作成にかかる財政措置は、支援員の追加配置に必要な経費とされており、母子保健の相談等に基づく作成件数及び、保健師等が作成する場合の必要経費が含まれていない。また、施設整備費について、すでに子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が同一の場所にある場合は補助の対象にならない。こども家庭センター設置に伴い必要となる経費については、適切な財政措置が必要。
- (6) 「児童手当」について、所得制限撤廃、支給期間の延長及び多子加算の拡充が行われる場合、その財源を市町村が地方負担割合に応じて確保する必要があるとあり、大きな負担となっている。全国一律の制度であることを踏まえ、国による財政措置が必要。

## 提案・要望内容

- 1 「こども誰でも通園制度」について、国と地方自治体の協議の場を通じて、人口規模に応じた具体的な課題や事務フローについて、制度設計の段階から十分に協議し、地方自治体の事務負担軽減等を図るとともに、利用者にとって利用しやすい制度とすること。また、必要な事務について早期に明示するとともに、事務費、システム改修費、保育士確保等必要な財政措置を講じること
- 2 「放課後児童クラブ」の「常勤職員配置の改善」に伴う制度の拡充にあたっては、利用者や市町村の負担増につながらないように国補助率の高上げを行うこと。また、地域による人件費や賃借料等の格差を踏まえ、地域の実態に合わせた財政措置の実現として、現在の基準額を全国の最低水準とした上で、保育所等と同様に地域区分の新設による各種補助基準額（人件費・賃借料等）の引上げを実施すること

- 3 「産後ケア事業」について、国の補助における箇所数の上限を撤廃し、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保を実現できる補助制度とすること。その際、宿泊型及び日帰り型については、人口規模に応じたさらなる拡充の必要性から、既存の医療機関が参画しやすいよう財政的支援を拡充すること。また、安全管理を含む質の確保の取組に対する新たな財政的支援や施設基準の策定を早期に行うこと
- 4 「児童発達支援センター」の補助については、常勤職員の人件費も補助対象とし、現行の補助額を引き上げること。また、巡回支援専門員整備費については1センター当たりの補助額とするなど、児童発達支援センターが障害児の支援に関する地域の中核機関として高度な専門的機能を発揮できるよう、必要な財政措置を講じること
- 5 「こども家庭センター」について、サポートプランの作成にかかる財政措置は、母子保健の相談等に基づく作成件数を補助額算定に加味するとともに、サポートプランを作成する職員にかかる必要経費も広く国の補助の対象とできるような取扱いとすること。子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が同一の場所にあっても、統括支援員を中心とした母子保健と児童福祉の一体的支援を行うためのレイアウト変更等による施設整備費について国の補助の対象とすること
- 6 「児童手当」の制度拡充にかかる支給費及びシステム改修等の必要な事務経費については、国において全額財政措置を図ること

### 参考1 「こども誰でも通園制度」：横浜市で実施している一時預かり事業とこども誰でも通園制度（想定）の比較

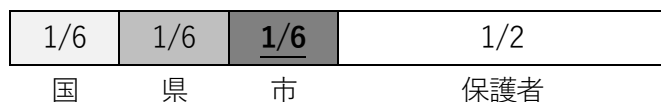
	認可保育所等での一時保育	乳幼児一時預かり事業	地域子育て支援拠点の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（想定）
実施施設	認可保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園	認可外保育施設	地域子育て支援拠点	認可保育所、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等
事業目的	保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かり		保護者及びその家族の通院、休養、家事、冠婚葬祭、きょうだい児の用事等を理由に、一時的に児童を預かることで、保護者の育児にかかる心身の負担軽減を図り、以って児童の健やかな成長を支えることを目的とする	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化する
対象児童	生後57日～就学前児童 ※施設によって、異なる。	生後57日～就学前児童	原則生後6か月～就学前児童 ※施設によって、異なる。	0歳6か月～2歳の未就園児
利用方法	定期利用、自由利用 市独自のWeb予約システム		自由利用、各施設のWeb予約システム等	定期利用、自由利用 国による全国共通の総合システム
利用時間（上限）	月120時間		月32時間（月8回×4時間）	月一定時間 （R6年度試行実施は「月10時間」を上限として予定）
職員配置	横浜市保育士配置基準 0歳児3：1、1歳児4：1、2歳児5：1等	年齢に関わらず、3：1	年齢に関わらず、3：1	国の一時預かり事業の配置基準と同様 ・保育士配置基準に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士等は1/2等
令和5年度実施箇所数	令和5年4月1日現在 510施設	令和5年4月1日現在 36施設	・令和5年度実施箇所数 3箇所	<参考> 令和5年度モデル事業 実施実態数：31自治体（横浜市含む） 対象児童数：838人
令和4年度実績 （延利用者数）	令和4年度実績 87,907人	令和4年度実績 88,916人	・令和4年度実績（延利用者数） 3,720人	

## 参考2 放課後児童クラブ：放課後児童健全育成事業の財源内訳

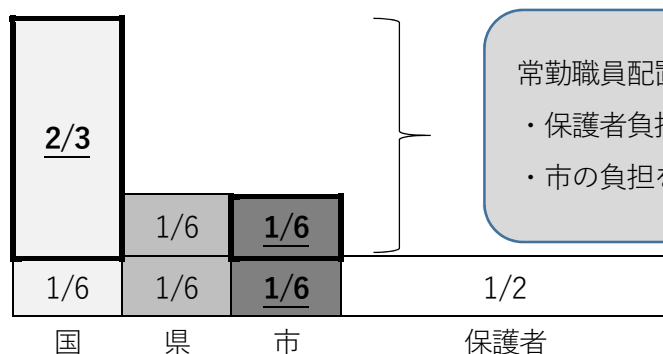
■常勤職員配置の改善にあたって、全額公費での拡充と、補助率の高上げの必要性

【基本運営費の財源内訳】

- ・公費と同額を保護者（利用者）が負担する想定
- ・公費分は国と県と市が同額を負担



【必要な財政措置】

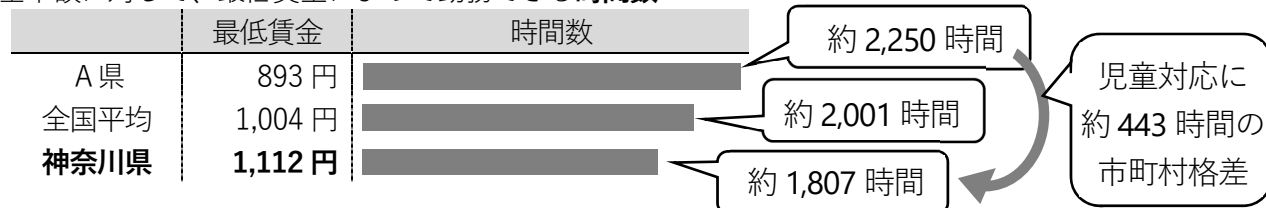


常勤職員配置の改善に伴う経費について、  
 ・保護者負担によらない全額公費での対応  
 ・市の負担を増加させないために、国の補助率を高め

## 参考3 放課後児童クラブ：最低賃金をもとにした時間数・人件費比較（令和5年10月）

■障害児受入推進事業（基準額：2,009千円）

- ・基準額に対して、最低賃金によって勤務できる時間数

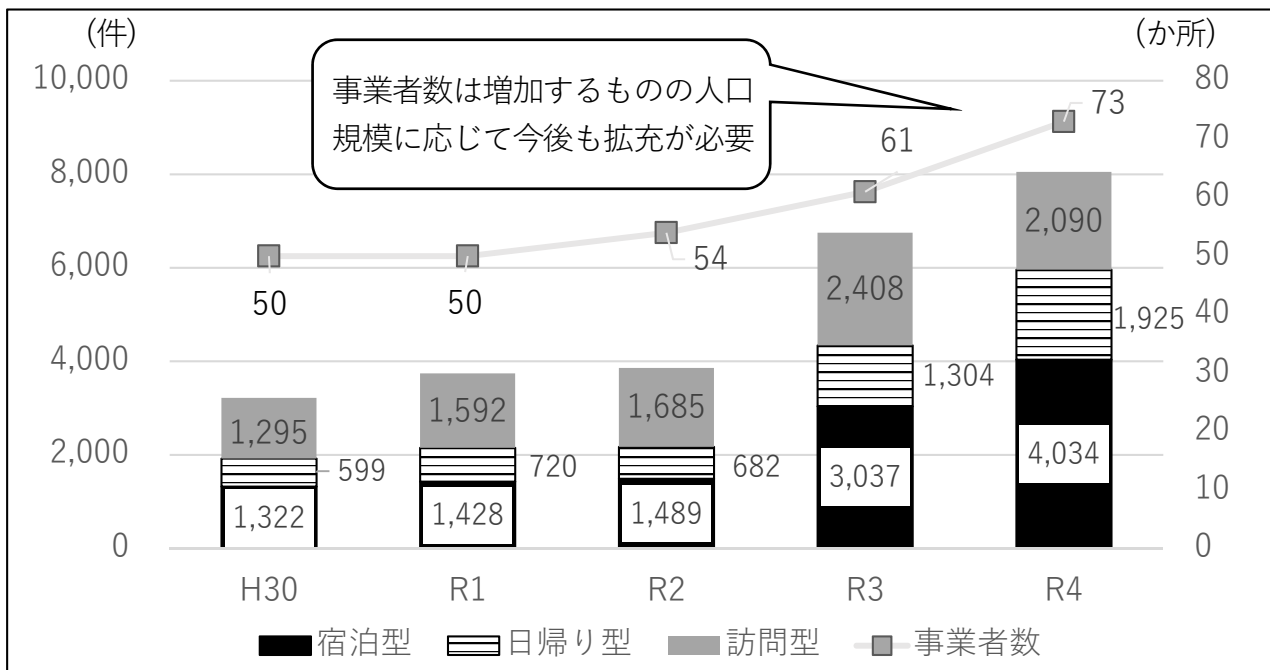


- ・基準額と最低賃金で想定される、勤務時間数に対する人件費

(基準額/最低賃金(最低額：893円) = 約2,250時間)



#### 参考4 産後ケア：延べ事業者数及び延べ利用実績の推移



#### 参考5 児童発達支援センター：求められる役割・機能と補助制度について

##### ■児童発達支援センターに求められる役割・機能（国が示すイメージ）

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

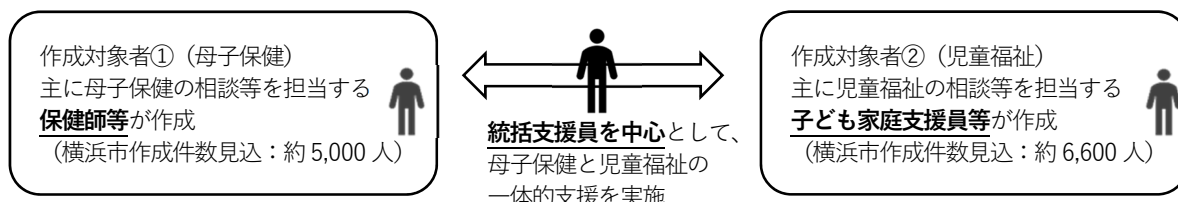
##### ■児童発達支援センターに係る国補助制度

事業名	地域障害児支援体制強化事業
対象経費	給料及び職員手当等（会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費、改修費、備品購入費、役務費等
補助基準額	①児童発達支援センター等の機能強化:児童発達支援センター1か所あたり7,301,000円 ②巡回支援専門員整備:1市町村あたり5,572,000円

## 参考6 子ども家庭センター：サポートプラン作成及び財政支援について

### ■サポートプランの作成対象者

- ①母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者（改正母子保健法第9条の2第2項）⇒**母子保健**
- ②児童及び妊産婦の福祉に関し、包括的な支援を必要とする要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者（改正児童福祉法第10条第1項第4号）⇒**児童福祉**



### ■サポートプラン作成に必要な経費

財政支援の考え方	サポートプランを作成することとされたことを踏まえ、サポートプラン作成件数に応じた <b>支援員</b> を加配
支援員の要件	<b>児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員</b> の加配が想定されている。
補助額	直営の場合 2,715 千円（1人当たり） 委託の場合 5,646 千円（1人当たり）

※市区町村説明会（令和5年9月15日開催）資料より

母子保健の相談等に基づくサポートプラン作成に必要な経費としての財政支援が想定されていない。

## 参考7 児童手当：制度拡充にかかる横浜市財政負担の影響（推計）について

### ○ 支給費

	対象児童数 (概算)	横浜市負担 (R6年度4か月分 ・概算)	横浜市負担 (R7年度以降12 か月分・概算)
所得制限の撤廃（特例 給付・特例超過）	10万人	7億円	21億円
支給対象年齢の拡大	9万人	6億円	18億円
第3子加算の増額	4.3万人	3億円	9億円
合計		16億円	48億円

※横浜市負担は負担割合が1/6（現行通り）とした場合

※支給対象年齢の拡大には、高校生の第3子加算増額分は含まない

### ○ 事務費（制度改正対応）

	概算額
システム改修	160,000
審査委託	80,300
帳票作成委託	27,700
人材派遣	30,000
郵送費	32,970
合計	330,970

(千円)

提案の担当	／	子ども青少年局保育・教育部保育・教育支援課長	大槻 彰良	TEL 045-671-2701
		子ども青少年局青少年部放課後児童育成課長	佐藤 治憲	TEL 045-671-4151
		子ども青少年局子ども福祉保健部地域子育て支援課親子保健担当課長	戸矢崎 悦子	TEL 045-671-4286
		子ども青少年局子ども福祉保健部障害児福祉保健課長	高島 友子	TEL 045-671-4277
		子ども青少年局子ども福祉保健部子ども家庭課長	藤浪 博子	TEL 045-671-2364

## デジタル・AI時代を見据えた GIGA スクール推進

文部科学省

- 1 教育 DX 推進に向けた国の CBT システム「MEXCBT」容量の拡充
- 2 全国学力・学習状況調査の CBT 化の加速化
- 3 端末更新時の確実な財政支援
- 4 GIGA スクールの安定的な運用に向けた財政支援

### 現状

#### 国

- (1) 児童生徒が端末上で試験に解答する CBT システム（MEXCBT：メクビット）の活用を進め、令和 6 年度の全国学力・学習状況調査（生徒質問紙調査）でも活用予定。また、教科に関する調査も、中学校から先行し、令和 7 年度以降できるだけ速やかに CBT 化する予定。また、地方自治体独自の学力調査等について、MEXCBT を活用する自治体が増加傾向にある。
- (2) 新しい時代の質の高い教育やデジタル化の加速のため、「1 人 1 台端末の更新」、「GIGA スクール運営支援センター整備事業」を令和 6 年度概算要求。
- (3) 学習者用デジタル教科書(教材含む)は、令和 3 年度から実証事業を実施。令和 5 年度は、小中学校全校で英語、5 割の学校で算数、数学を実施。

#### 横浜市

- (1) 令和 6 年度以降、横浜市学力・学習状況調査の生活・学習意識調査を CBT 化する予定。教科に関する調査は、令和 6 年から試行開始、令和 8 年度以降速やかな CBT 化を目指す。
- (2) 教育ビッグデータ利活用のため、日常的に行うアンケートやデジタルドリルなどにおいても、MEXCBT の活用を推進していく。
- (3) 令和 2 年 9 月に「横浜市における GIGA スクール構想」を策定。デジタル教科書の導入、CBT 実施等に対応するため、高速大容量通信を各校に整備し運用している。
- (4) 従来から実施している学校サポートデスクや ICT 支援員派遣事業、校内 LAN 運用保守等を GIGA スクール運営支援センター事業として実施している。
- (5) 令和 3 年 9 月、緊急事態宣言に伴う分散登校に際し、全校で端末の持ち帰りを実施した。全面持ち帰りに向け、フィルタリング等の検証も兼ねた持ち帰り試行を順次拡大実施している。

### 課題

#### 地方自治体が行う学力調査の CBT 化実現に欠かせない MEXCBT の同時接続容量の拡充が必要

- (1) 横浜市の 24 万人の児童生徒が MEXCBT に接続すると、接続容量の大部分を使用してしまうため、全国での安定的な稼働のためには MEXCBT の同時接続容量拡充が必要。

#### 地方自治体が行う学力調査の CBT 化に向けて、規範となる事例を国が示すことが必要

- (1) 紙による試験と CBT との正答率の差や、記述式問題の取扱いなど、CBT 化に向けて解決すべき課題は複数あり、検証が必要。自治体ごとに検証を行うと多くの時間や、児童生徒への負担、予算が必要となるため、全国学力・学習状況調査の CBT 化を加速させ、規範を示すことが必要。



**ICT を活用した学びの保障のための端末更新時の財政支援が必要**

(1) 令和2年度一斉導入端末の更新に多大な費用を要するため、端末価格に見合う補助制度が必要。

**日常的な ICT 活用のための端末運用経費や ICT 支援員、フィルタリング費用への財政支援が必要**

- (1) 「GIGA スクール運営支援センター整備事業」の補助金で対象外となっている端末保守費用や、高速大容量ネットワークを維持するための通信費等について、財政支援が必要。
- (2) ICT を活用した学びの浸透に向けて、教員の負担軽減や円滑な授業支援等を行う ICT 支援員が学校訪問する人件費について、継続した十分な財政支援が必要。
- (3) 日常的な端末持ち帰りにおける、児童生徒の安全な端末利活用のためのフィルタリングや、学校・家庭の双方向的学習を可能にする教育用クラウドサービスの有料アカウント購入が必要。
- (4) デジタル教科書の使用にあたっては、音声や動画等を含むデジタル教材(指導者用デジタル教科書等)も合わせて必要となる。デジタル教材は、動画などの教材を活用し、各児童生徒に合った学習を行うことができるため、個別最適な学びにつながり、高い効果を得られるが購入費が高額となる。保護者負担や市費負担とせず、教材も含めたデジタル教科書の無償提供が必要。

**提案・要望内容**

- 1 教育DX推進に欠かせない MEXCBT の容量を拡充すること
- 2 全国学力・学習状況調査の CBT 化を加速し、地方自治体へ規範を示すこと
- 3 端末更新時には、端末価格に見合った確実な財政支援
- 4 端末保守費や高速大容量ネットワークの通信費等への国庫補助等による財政支援、ICT 支援員が学校に定期的に訪問するための地方財政措置の長期的な継続又は補助制度の創設、フィルタリング費用やクラウドサービスのアカウント料、デジタル教科書に付随する教材及び指導者用デジタル教科書も国庫補助対象とする等、端末持ち帰りの実施や教育用クラウドサービスの活用推進のための財政支援

**参考 GIGA スクール構想にかかる全体経費の見通し**

(単位：千円)

各項目に係る費用	R2(実績)	R3(実績)	R4(実績)	R5(予算)	R6	R7
<b>1 クラウドサービス等</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>35,178</b>	<b>447,610</b>	<b>685,120</b>
フィルタリングサービス				35,178	112,394	112,394
クラウドサービス					249,000	249,000
学習eポータル						
デジタル教科書教材					86,216	323,726
<b>2 運用に係る経費</b>	<b>0</b>	<b>1,110,298</b>	<b>1,445,637</b>	<b>1,689,927</b>	<b>1,728,203</b>	<b>1,728,203</b>
端末保守		738,486	911,502	1,007,847	1,007,847	1,007,847
データセンター維持費等		256,477	384,924	507,185	507,185	507,185
校内LAN整備運用		79,220	127,648	141,171	141,171	141,171
モバイルルーター通信費		36,115	21,563	33,724	72,000	72,000
<b>3 端末等整備</b>	<b>16,500,833</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>11,657,461</b>
端末	11,657,461					11,657,461
ネットワーク整備	198,000					
校内LAN整備	4,645,372					
<b>その他</b>	<b>0</b>	<b>910,566</b>	<b>1,169,424</b>	<b>1,386,265</b>	<b>1,386,265</b>	<b>1,386,265</b>
学校サポートデスク	0	133,430	155,092	191,000	191,000	191,000
ICT支援員	0	777,136	1,014,332	1,195,265	1,195,265	1,195,265
<b>合計</b>	<b>16,500,833</b>	<b>2,020,864</b>	<b>2,615,061</b>	<b>3,111,370</b>	<b>3,562,078</b>	<b>15,457,049</b>
うち、国の補助金	9,711,109(59%)	278,792(14%)	184,674(7%)	132,562(4%)	132,562(4%)	0(0%)

# 充実した教育環境のための支援スタッフの配置及び教員確保のための処遇改善

文部科学省

- 1 副校長・教頭マネジメント支援員への財政支援
- 2 教員業務支援員への継続的な財政支援
- 3 部活動指導員の配置拡充に向けた財政支援
- 4 教員の処遇改善に伴う財政措置

## 現状

### 国

- (1) 中央教育審議会答申を受け、平成 31 年「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定。令和 2 年に文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理に関する指針を策定。
- (2) 平成 29 年から教師の負担を軽減し児童生徒への指導等に注力できるよう、プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応等をサポートする教員業務支援員の配置に係る財政的な支援を実施。
- (3) 平成 29 年 4 月から改正・施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」において部活動指導員を導入し、指導員の配置に係る財政的な支援を実施。
- (4) 骨太方針 2023 において、質の高い公教育の再生等に向けて、「教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めること」「部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行」が示される。
- (5) 中央教育審議会特別部会緊急提言（令和 5 年）を受け、令和 6 年度概算要求に「副校長・教頭マネジメント支援員の新規予算」「教員業務支援員の予算拡充」「部活動指導員の予算拡充」を計上。
- (6) 骨太方針 2023 において、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、教職調整額の水準や新たな手当創設を含めた各種手当の見直しなど、教師の処遇を見直すこととしている。

### 横浜市

- (1) 平成 30 年 3 月に「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定。国の上記指針を受け、令和 2 年 3 月に「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」を制定。
- (2) 全小・中・義務教育・高・特別支援学校における時間外在校等時間月 80 時間超の教職員の割合は、平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると 15.2%から 8.6%と着実に減少しており、小学校で 8.1%から 3.8%、中学校で 32.8%から 19.6%となっているが、0%の目標達成には道半ばの状況。
- (3) 教職員の資質・能力の向上と働き方改革を一体的に推進する必要性等に鑑みて、上記プランは、「第 4 期横浜市教育振興基本計画」に内包し、教員の採用・育成・働き方を一体的に推進。
- (4) 平成 29 年度から教員業務支援員を配置し、令和元年度には全小・中・義務教育学校に配置。コロナ禍を受け、令和 2 年度から補助金等を活用し、小・中・義務教育・特別支援学校に追加配置。
- (5) 平成 30 年度から部活動指導員を配置し、令和 5 年 9 月現在、全中学校に約 700 人の指導員を配置。本施策は、生徒の活動機会の確保と質の向上、教職員の負担軽減に寄与し、地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に資するものであり、持続可能な部活動の実現に不可欠。
- (6) 人事委員会勧告を踏まえた月例給の増に加え、令和 5 年度から義務教育等教員特別手当を増額。

## 課題

### 教職員の働き方改革を推進し、より充実した教育環境の実現に向け、負担軽減及び処遇改善が必要

- (1) 令和4年度教員勤務実態調査において、副校長の在校等時間が最も長時間となっている。学校の運営改善には、副校長の学校マネジメントに係る業務を専門的に支援する人材の配置が不可欠。
- (2) 学校の役割の多様化により、授業準備等が時間内に収まっていない教職員が一定数存在。充実した教育環境の実現には、教員業務支援員及び部活動指導員への財政支援の継続・拡充は不可欠。
- (3) 現在の教職調整額4%は、昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合となっており、現在の勤務実態と大きく乖離しているため、教員の処遇改善及び財政措置は不可欠。

## 提案・要望内容

- 1 学校の運営改善を図るために副校長マネジメント支援員を配置できるよう財政措置を講じること。その際、学校規模に関わらずに配置できるようにするとともに、活用事例等を周知すること
- 2 教育現場における働き方改革の推進のために教員業務支援員を全校に配置できるよう「教員支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」を継続すること
- 3 部活動指導員を希望する全部活動に配置できるよう「地方スポーツ振興費補助金・文化芸術振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）」を拡充すること
- 4 教職調整額及び各種手当の見直し等、職務の負荷や勤務実態に応じた給与体系の構築に向けた検討を進め、所要額については適切な財政措置を行うこと

### 参考1 時間外在校等時間月80時間超の教職員の割合

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
副校長	22.2%	18.4%	12.7%	13.7%	11.3%
全体	15.2%	11.6%	7.6%	8.9%	8.6%

### 参考2 令和5年度教員業務支援員配置予定人数

当初分	小・中・義務教育学校 481人
追加分	小・中・義務教育・特別支援学校 279人

※ 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）補助率 1/3

### 参考3 部活動指導員に係る費用

	令和4年度	令和5年度
事業費	319,788千円	323,295千円
うち国庫補助	77,952千円	77,952千円

※ 横浜市予算ベース

### 参考4 中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会緊急提言（抜粋）

- ・校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援し、学校全体の運営改善を図っていく必要がある
- ・教員業務支援員を全小・中学校に配置していくことを目指すべき
- ・部活動の地域連携や地域クラブへの移行に向けた環境整備に当たって、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を促進するため、部活動指導員の配置充実も図る必要がある
- ・教員の処遇改善については、学校を取り巻く環境が大きく変化する中、職務の負荷や職責を踏まえ、国において、先行して主任手当や管理職手当について、速やかに改善を図る必要がある

提案の担当	／ 教育委員会事務局総務部教育政策推進課長	浦田 晴香	TEL 045-671-3243
	教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課長	森長 秀彰	TEL 045-671-3226
	教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課長	高橋 義成	TEL 045-671-3233
	教育委員会事務局教職員人事部教職員労務課長	大木 靖博	TEL 045-671-3227

## 介護職員等の処遇改善と負担軽減に向けた取組の推進

厚生労働省

- 1 介護支援専門員等への処遇改善の拡大
- 2 「介護職員等処遇改善支援補助金」の創設による賃金格差の是正に向けた取組の推進
- 3 ケアプランデータ連携システム導入事業所に対する新たな加算制度の創設

### 現状

#### 国

- (1) 要介護・要支援高齢者が増加を続けている一方、居宅介護支援事業所に従事する介護支援専門員は平成30年度の約12万人から令和3年度には約11万7千人に減少している。  
介護支援専門員の労働条件等の悩み、不安、不満等は「仕事内容のわりに賃金が低い」が44.1%で最多である（令和4年度介護労働実態調査）。
- (2) 介護職員等に対する処遇改善は、平成24年度に介護職員処遇改善加算、令和元年度に介護職員等特定処遇改善加算、令和4年度に介護職員等ベースアップ等支援加算を創設したが、依然として介護職員と全産業平均の賃金水準には開きがある。  
なお、居宅介護支援事業所等の介護職員の配置がないサービスは処遇改善の対象外である。
- (3) 令和5年4月よりケアプランデータ連携システムの本格運用を開始。介護現場における負担を軽減し、生産性向上を実現するための強力なツールとして利用を促進している。

#### 横浜市

- (1) 横浜市の居宅介護支援事業所に従事する介護支援専門員は令和元年度の3,283人がピークで令和5年度は3,118人に減少。横浜市の介護支援専門員が労働条件や労働環境で抱えている悩みは「仕事内容のわりに賃金が低い」が65.5%で最多（令和4年度横浜市高齢者実態調査）。
- (2) 介護職員処遇改善加算等の取得を支援するため、講習会や個別訪問相談を継続的に行っている。令和5年9月の介護職員処遇改善加算の取得率は94.3%である。
- (3) 横浜市における令和5年9月時点のケアプランデータ連携システムの導入率は、居宅介護支援事業所で約5.3%、居宅・地域密着型サービス事業所で約1.2%となっており導入が進んでいない。

### 課題

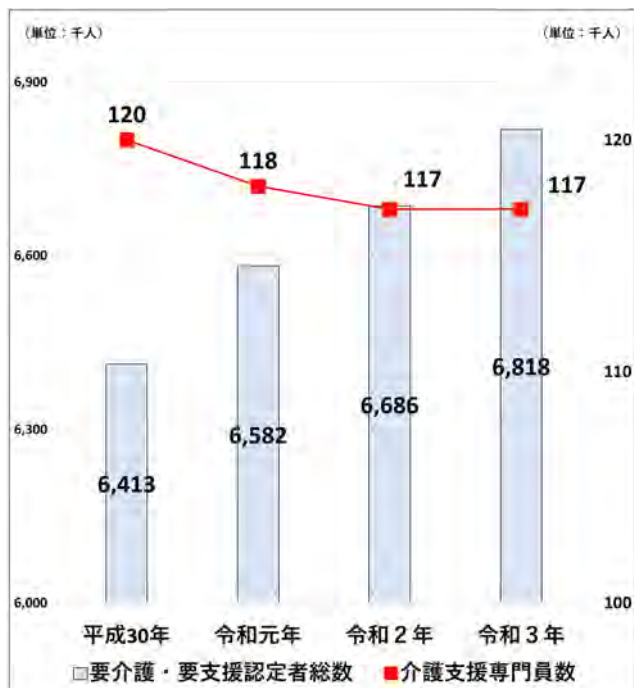
#### 人材確保・定着のため介護支援専門員を含めた処遇改善と負担軽減に向けた取組の推進が必要

- (1) 介護支援専門員の人材不足解消は喫緊の課題であり業務内容に見合った賃金とすることが必要。
- (2) 介護職員と全産業平均の賃金格差を解消するために更なる処遇改善の措置が必要。
- (3) ケアプランデータ連携システムを導入する事業所を増やし、事業所間の連携を効率化することで、介護支援専門員等の負担の軽減を図ることが必要。

### 提案・要望内容

- 1 現行の処遇改善加算制度の対象を介護支援専門員等にも拡大すること
- 2 その上で、介護職員・介護支援専門員等に対する更なる処遇改善として「介護職員等処遇改善支援補助金」を創設し、財源は利用者負担につながらないよう全額国庫負担とすること
- 3 ケアプランデータ連携システムの導入促進のため、導入した事業所に対する加算を創設すること

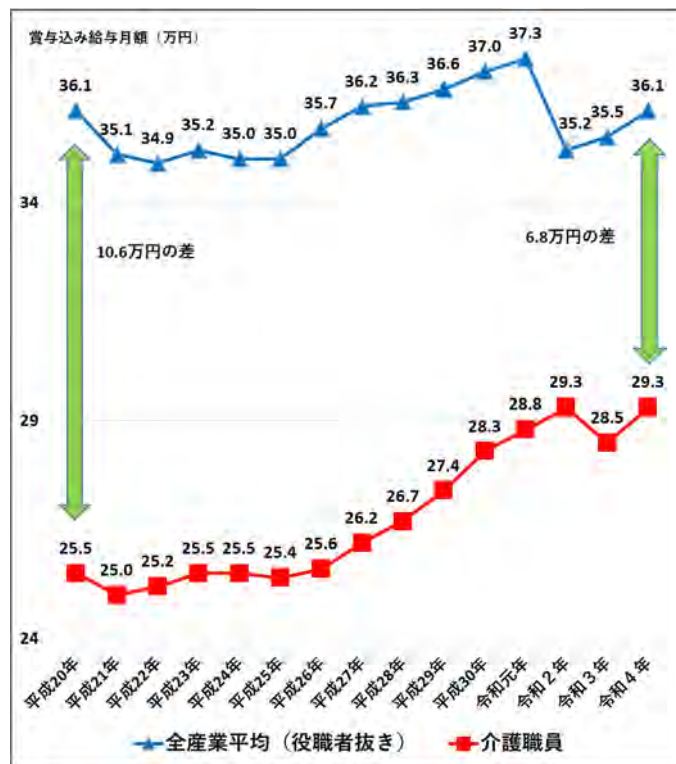
参考1 要介護・要支援認定者総数及び介護支援専門員数の推移【全国】



※「介護支援専門員数」は、居宅介護支援事業所における介護支援専門員の従事者数を指す。

【出所】厚生労働省「第220回社会保障審議会介護給付費分科会 資料6」及び「介護保険事業状況報告(年報)」を基に作成

参考2 賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移【全国】



【出所】厚生労働省「第223回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1」を基に作成

参考3 介護職員処遇改善加算等の取得事業所数(サービス区分別)【横浜市】

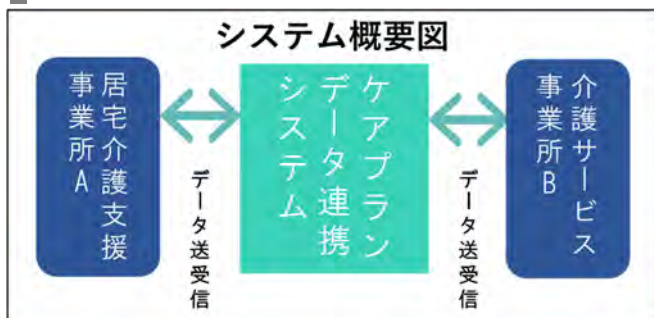
サービス区分	全事業所数	処遇改善加算等取得している事業所数		
		介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算
施設サービス	1,199	1,193 (99.5%)	1,139 (95.0%)	1,116 (93.1%)
居宅サービス	3,162	2,871 (90.8%)	2,337 (73.9%)	2,705 (85.5%)
地域密着型サービス	1,773	1,721 (97.1%)	1,429 (80.6%)	1,656 (93.4%)
合計	6,134	5,785 (94.3%)	4,905 (80.0%)	5,477 (89.3%)

※ 令和5年9月5日現在。括弧内はサービス区分ごとの全事業所数に対する割合

参考4 横浜市介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業の実績【横浜市】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
セミナー	実施方法	会場開催	会場同時配信	録画配信	録画配信
	実施回数	2回	2回	2回	2回
	受講者数	79名	71名	104名	30名
個別訪問相談	実施回数	60回	60回	30回	30回
	支援事業所数	37事業所	36事業所	20事業所	23事業所

参考5 ケアプランデータ連携システムの概要図及び利用により期待できる効果等



【ケアプランデータ連携システムの利用により期待できる効果】

- ①ケアプランの共有にかかる時間の削減や紙から介護ソフトへの転記が不要となることにより負担の軽減が期待できる
  - ②削減された時間を反映した人件費、印刷費、通信費、交通費など、年間81万6,000円(※)のコスト削減も期待できる
- (※) 令和2年度老人保健健康増進等事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」による試算

※ 利用料金：1事業所あたりのライセンス料は年間21,000円

# 医師の働き方改革を支えるデジタル技術を活用した医療DXの推進

厚生労働省

## 遠隔集中治療に係る診療報酬収載

### 現状

#### 国

- (1) 令和6年4月、医師の働き方改革を目的として医師に時間外労働の上限規制が適用。
- (2) 令和5年6月に策定した「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」の中で遠隔医療の取組の方向性に言及。都道府県及び市町村の取組として、医療機関間の連携関係の構築支援及び地域の医療提供体制の課題に遠隔医療の導入が有効であるかを検討、必要に応じて国の予算事業の活用等を提示。

#### 横浜市

- (1) デジタル技術を活用し、地域の医療機関と連携して、医師の働き方改革にも資する医療DXに取り組んできた。
- (2) 横浜市立大学が遠隔集中治療のシステム構築を開始した令和元年度から、市独自の補助金を交付し、ともに取組を推進。支援センターを置く横浜市立大学附属病院から、市内4病院（横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター、横浜市立市民病院）を支援先として、24時間365日運用。

### 課題

#### 遠隔集中治療において診療報酬による評価の充実が必要

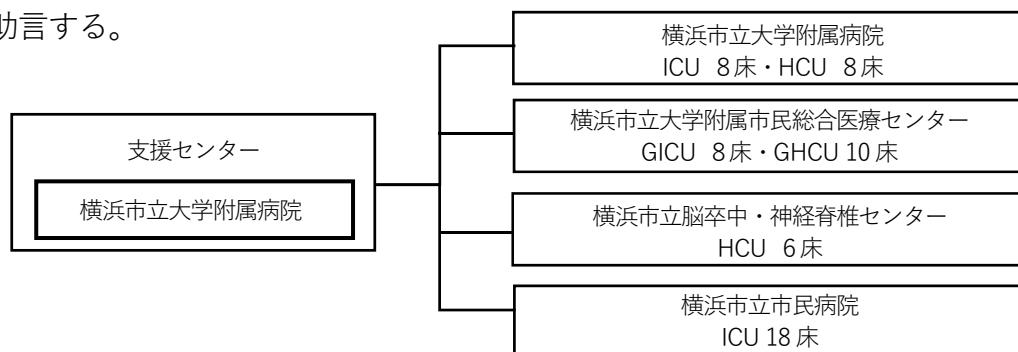
- (1) 遠隔集中治療の導入によって、支援センターに常駐する遠隔集中治療専門医等の診療支援を24時間受けることが可能になることで、経験の浅い医師でも一定水準以上の医療が提供できるようになるなど、医療の質の向上に寄与。
- (2) 支援センターに専門医を一元化し、複数の支援先の病床をモニタリングできることから、効率的・効果的な医療提供体制の整備に加え、対応が急がれる医師の働き方改革に貢献。
- (3) 国は、遠隔医療について、導入のための体制整備と普及を進める一方、現状では遠隔集中治療に対する診療報酬が設定されておらず、人件費やシステム費用が導入施設の大きな負担となっていることから、遠隔集中治療の推進に診療報酬収載は必須。

### 提案・要望内容

- 1 遠隔集中治療は医療の質の向上への寄与はもとより、医師の働き方改革への対応と効率的・効果的な医療提供体制の整備を実現する取組であるが、人件費やシステム費用が導入施設の大きな負担となっていることから、遠隔集中治療に係る診療報酬を収載すること

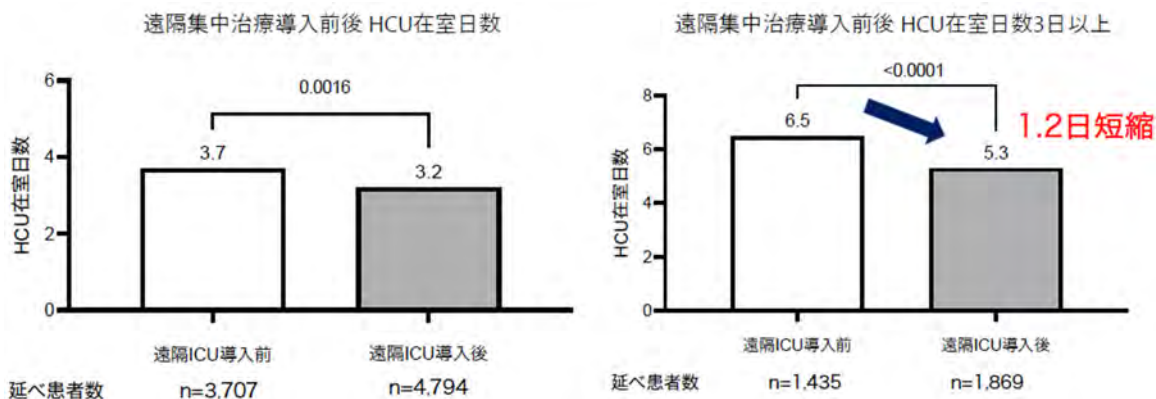
### 参考1 遠隔集中治療実施体制について

- 中心となる横浜市立大学附属病院に「支援センター」を設置し、各病院の集中治療室の医療情報とネットワーク通信でつなぐ。支援センターの集中治療専門医師等が患者をモニタリングし、遠隔で現場の医師等に助言する。



### 参考2 遠隔集中治療導入前後における HCU 在室日数の比較 (医療の質への寄与)

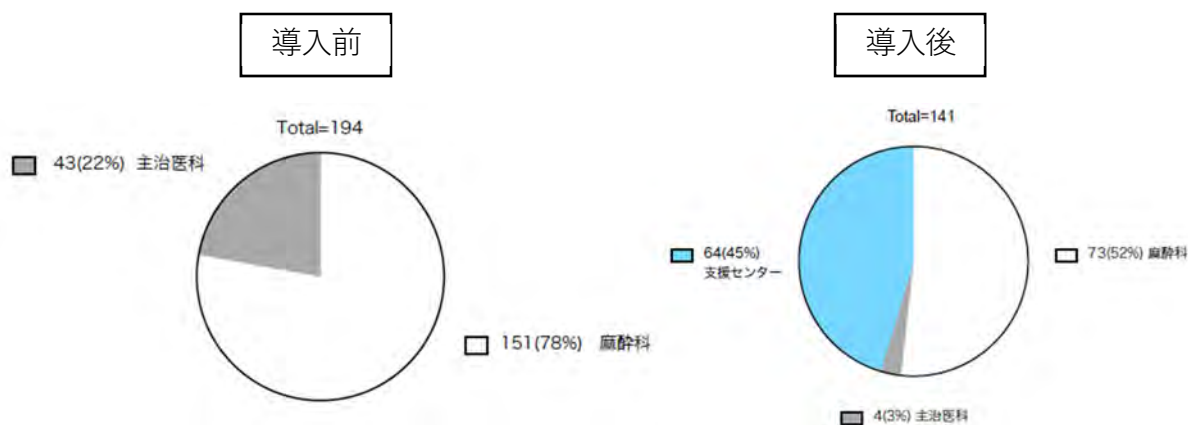
- 遠隔集中治療導入以前 (平成30年4月～令和2年9月) と遠隔集中治療導入後 (令和2年10月～令和5年1月) の比較



遠隔集中治療導入後は HCU の在室日数が短縮され、在室日数3日間以上の重症患者に限定すると、1.2日短縮される。

### 参考3 遠隔集中治療導入施設における HCU 外にいる医師へのコール件数 (働き方改革に寄与)

- 脳卒中・神経脊椎センターの HCU から、平日夜間帯・土日祝日に主治医科・麻酔科・遠隔 ICU 支援センターにコールした件数



被支援施設の医師へのコール件数が45%減少。

# 新型コロナウイルスワクチンの安定的な制度への移行に向けた必要な措置

厚生労働省

- 1 現在、特例臨時接種として実施されている新型コロナウイルスワクチン接種事業について、国は令和6年度以降の法的位置づけやワクチンの種類等を早急に地方自治体に示すこと
- 2 安定的な制度の実施にあたっては地方自治体により自己負担額に差が生じることがないように全額国費負担とすること

## 現状

### 国

- (1) 「令和6年度以降、新型コロナウイルス感染症の「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられるため、『特例臨時接種』を今年度末で終了し、安定的な制度の下で接種を継続する」としている。
- (2) 定期予防接種は地方交付税による財政措置（A類：9割、B類：3割）のもと、市町村が全額を負担している（高齢者インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）。

### 横浜市

- (1) 「安定的な制度」が定期接種となった場合、横浜市において多額の一般財源を措置する必要があり、財政に与える影響が甚大である。
- (2) これまで無償で接種を受けていた市民に自己負担を求めることは接種控えにつながる懸念がある。一方で、市費負担で多くの市民に高額なワクチンを接種することは財政的に困難である。

## 課題

### 国における「安定的な制度」検討の加速化と地方自治体の財政状況に左右されない制度設計が必要

- (1) 地方自治体の予算編成スケジュールを考慮して、早期に具体的な事業内容の全体像を提示すべき。例えば、現在使用しているワクチンは超低温等での配送・管理が必要なため、薬品卸業者での対応が難しく、市独自に配送等の仕組みを構築している。今後も同様の温度帯のワクチンを取り扱う場合、現在の仕組みを継続せざるをえない。また、ワクチンの費用が高額な場合も、予算編成に与える影響が大きいことから、次年度以降に使用するワクチンの流通方法及び費用等に関して早期の決定、情報開示が必要。
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの接種事業は接種目的、対象者等を明確にし、国の責任において地方自治体の財政状況に左右されず、必要とする国民全てが等しく接種を受けられるように財源措置をするべき。

## 提案・要望内容

- 1 国は令和6年度以降の法的位置づけやワクチンの種類等を早急に地方自治体に示すこと
- 2 安定的な制度の実施にあたっては全額国費負担とすること



**参考 1 第 55 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和 5 年 9 月 8 日）資料**

「資料 1\_令和 6 年度以降の新型コロナワクチンの接種について」

特例臨時接種について(39 頁)

事務局案

令和 6 年度以降、新型コロナウイルス感染症の「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられるため、『特例臨時接種』を今年度末で終了し、安定的な制度の下で接種を継続することとしてはどうか。

**参考 2 予防接種法接種類型**

	特例臨時接種	定期接種	
	【現行の新型コロナワクチン接種】	A 類 (日本脳炎、BCG 等)	B 類 (高齢者インフル等)
根拠	第 6 条第 3 項 (附則第 14 条第 1 項経過措置適用)	第 5 条第 1 項	第 5 条第 1 項
趣旨等	A 類疾病のうち全国的かつ急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病のまん延予防上緊急の必要	発生及びまん延を予防 (集団予防)	個人の発病、重症化を防止 (個人予防)
主体	市町村長又は都道府県知事 (厚労大臣が指示)	市町村長	市町村長
対象者の決定	厚労大臣	政令	政令
費用負担	全額国費	市町村実施 (地方交付税 9 割)	市町村実施 (地方交付税 3 割)
自己負担	自己負担なし	実費徴収可	実費徴収可
公的関与	勸 奨 : 一部あり 努力義務: 一部あり	勸 奨 : あり 努力義務: あり	勸 奨 : なし 努力義務: なし

参考：第 34 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会資料 2 - 2 に基づいて作成

**参考 3 各ワクチンの比較**

	新型コロナワクチン (オミクロン XBB.1.5 株対応) A 社	新型コロナワクチン (オミクロン XBB.1.5 株対応) B 社	高齢者 インフルエンザワクチン
1 バイアル (瓶) あたりの接種回数	6 回	5 回	2 回
保管温度・期限	・ -90~-60℃ : 18 か月 ⇒ディープフリーザーによる保管が必須 ・ -25~-15℃ : 保管不可 ・ 2~8℃ : 10 週間	・ -90~-60℃ : 保管不可 ・ -25~-15℃ : 12 か月 ・ 2~8℃ : 30 日	遮光して、10℃以下に凍結を避けて保存 ⇒保管期限は検定合格日から 1 年
接種 1 回あたりの ワクチン価格(税抜)	商用化後の価格見込み (報道ベース) 110~130 ドル (約 15,000 円~約 18,000 円) ※為替レート: 1 ドル 138.42 円 (2023.7.12 時点)	商用化後の価格見込み (報道ベース) 130 ドル (約 18,000 円) ※為替レート: 1 ドル 138.42 円 (2023.7.12 時点)	約 1,300 円 ※厚生労働省 平成 29 年度「ワクチン 価格調査」報告書による

**参考 4 接種に要する費用 (試算)**

高齢者インフルエンザワクチンの接種対象者に自己負担なしで接種すると仮定した場合、接種者数は約 54 万人 (新型コロナワクチン R5 春開始接種実績に基づく推計)、ワクチン代 (1 回 130 ドル (※)) を含む接種事業費総額は約 138 億円と見込まれる。※為替レート 1 ドル 138.42 円(2023.7.12 時点)

## 带状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置

厚生労働省

- 1 任意接種のワクチンのうち、現在、定期接種化の検討が行われているワクチンについて、接種の安全性を十分に確認した上で、早急に定期接種化を図ること  
特に、带状疱疹ワクチンは優先順位を上げて定期接種化の検討を進めること
- 2 新たに定期接種化するワクチンも含めて、地方財政に負担がないよう、国において財源措置すること

### 現状

#### 国

- (1) 先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」を解消するため、平成 26 年に「**予防接種に関する基本的な計画**」を策定し、計画を推進。その結果、最近 10 年間でヒブワクチン、水痘ワクチン、肺炎球菌ワクチンなど**新たに 8 つのワクチンを定期接種化**。
- (2) 一方で、**带状疱疹ワクチン**やおたふくかぜワクチンなどは、先進国の多くが定期接種に位置づけているが、日本ではいまだ任意接種。定期接種化の検討対象となっているものの、平成 30 年 6 月の厚生科学審議会で議題となって以降、議論が進んでいない。
- (3) **定期接種の費用**は、実費徴収分を除き、市町村が全額負担（地方交付税措置あり）。

#### 横浜市

- (1) 主に高齢者の QOL を著しく低下する恐れがあるとされる**带状疱疹**について、接種費用が高額なため、市民から**公費でのワクチン接種を求める声が高まっている**。
- (2) 新たにワクチンの公的接種を推進するためには、**薬剤の安全性や有効性を見極める必要があること**や**多額の予算を要すること**など、一地方自治体単独で行うには課題が大きい。（50 歳以上対象、接種費用の 1/2 補助、接種率 10% で試算すると年間約 40 億円の予算が必要）
- (3) 最近 10 年間で新たに 8 つのワクチンが定期接種化され、**定期予防接種に係る事業費が年々増加**。一方、定期予防接種に係る費用は**全額市費負担**であり、全国最大の人口を抱える横浜市にとって、極めて大きな財政負担となっている。
- (4) 国における定期接種化の議論に資するよう、令和 5 年度新たに、**带状疱疹及び带状疱疹後神経痛**に関して市内年代別患者数等について調査を実施し、市内の罹患傾向を把握。

### 課題

#### 国における定期接種化の検討の加速化と地方自治体への財政支援が必要

- (1) 「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」とする予防接種基本計画の理念に沿って、**国が带状疱疹ワクチン等の定期接種化の検討を加速化することが必要**。
- (2) 予防接種は**国の責任において希望する国民すべてが等しく接種できるようにするべき**。
- (3) 定期予防接種を安定的に実施するためには、**国の責任で地方への財源措置が必要**。

提案・要望内容

- 「予防接種に関する基本的な計画」に示された「ワクチン・ギャップ」の解消に向けて、現状、任意接種となっているワクチンのうち、現在、定期接種化の検討が行われているワクチンについては、接種の安全性を十分に確認した上で、早急に定期接種化を図ること。特に、帯状疱疹ワクチンは、患者数が多く市民のニーズが高いことから、優先順位を上げて検討を進めること
- 定期接種は、地方自治体の財政状況に左右されることなく、希望する国民すべてが等しく接種できるように、新たに定期接種化されるワクチンも含めて、地方財政に負担がないよう、国において財源措置すること

参考1 予防接種に関する基本的な計画（抄） 平成26年3月28日厚生労働省告示

第3 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項

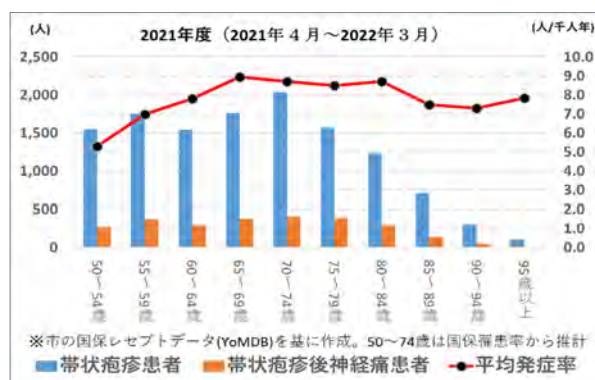
1 基本的考え方

国は、予防接種の効果的な推進のため、予防接種の現状及び課題について、予防接種に関わる多くの関係者と共通認識を持った上で、科学的根拠に基づいて目標を設定するとともに、国民及び関係者に対してその目標及び達成状況について周知する。これらの方針に基づき、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消、定期の予防接種の接種率の向上、新たなワクチンの開発並びに普及啓発及び広報活動の充実を当面の目標とする。

参考2 近年定期接種化された新たなワクチン

時期	ワクチンの種類
平成25年4月	ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン
平成26年10月	水痘（水ぼうそう）ワクチン
平成28年10月	B型肝炎ワクチン
令和元年6月	風しん第5期定期接種（MRワクチン）
令和2年10月	ロタウイルスワクチン
令和5年4月	9価HPVワクチン

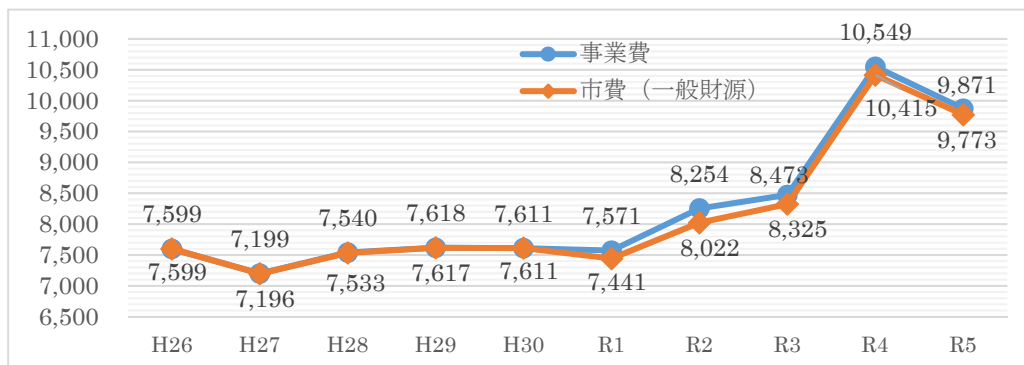
参考3 帯状疱疹等の市内年代別新患数(推計)



参考4 G7加盟国における帯状疱疹ワクチンとおたふくかぜワクチンの公費接種の状況

- 帯状疱疹ワクチン：公費接種を実施（アメリカ、イギリス、イタリア、フランス）  
一部地域で公費接種（カナダ、ドイツ） ※未実施（日本）
- おたふくかぜワクチン：日本を除くG7加盟国すべてで公費接種

参考5 過去10年間の横浜市定期予防接種事業の事業費の推移（単位：百万円）



H25～R3年度：決算額  
R4～R5年度：予算額

## 社会経済情勢を踏まえた中小企業への支援

経済産業省

- 1 「ゼロゼロ融資」の借換え支援策を拡充すること
- 2 融資の返済にあたり中小企業の実情に応じた柔軟な対応を行うよう金融機関への働きかけを引き続き実施すること
- 3 インボイス制度の導入が中小企業等に与える影響について、引き続き注視し、必要な対策を講じること

### 現状

#### 国

- (1) コロナ禍で売り上げが減った企業に実質無利子・無担保で融資する「ゼロゼロ融資」の借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する信用保証制度（伴走支援型特別保証制度、国による信用保証料補助あり）を令和5年1月から開始し、中小企業者の収益力改善等を支援。
- (2) 令和5年9月に、「『挑戦する中小企業応援パッケージ』を踏まえた事業者支援の徹底について」を発出し、金融機関に対し、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底するよう要請。
- (3) 令和5年10月以降は、セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症）の資金用途を借換えに限定し、指定期間を令和5年12月末まで延長。
- (4) 令和5年10月からのインボイス制度開始に先立ち、負担軽減のための経過措置を決定。

#### 横浜市

- (1) 「第126回横浜市景況経営動向調査」結果では、令和5年7-9月の中小企業の自社業況BSIは▲15.5、うち小規模企業は▲21.6となっており、依然として厳しい状況が継続。
- (2) 国の信用保証制度創設を受け、令和5年1月から、「伴走型経営支援特別資金」（国・横浜市による信用保証料補助あり）を開始。当資金の利用実績は、横浜市制度融資全体の約6割超を占める。
- (3) 横浜商工会議所より、借換え需要に対する柔軟な対応等について要望書を受領。（令和5年8月）
- (4) 令和5年度の公益財団法人 横浜企業経営支援財団の経営相談窓口におけるインボイス制度に関する相談件数は、令和5年10月時点で昨年度の年間48件を既に上回る71件に増加、制度概要や登録方法等に関する基礎的な内容の相談需要が継続。

### 課題

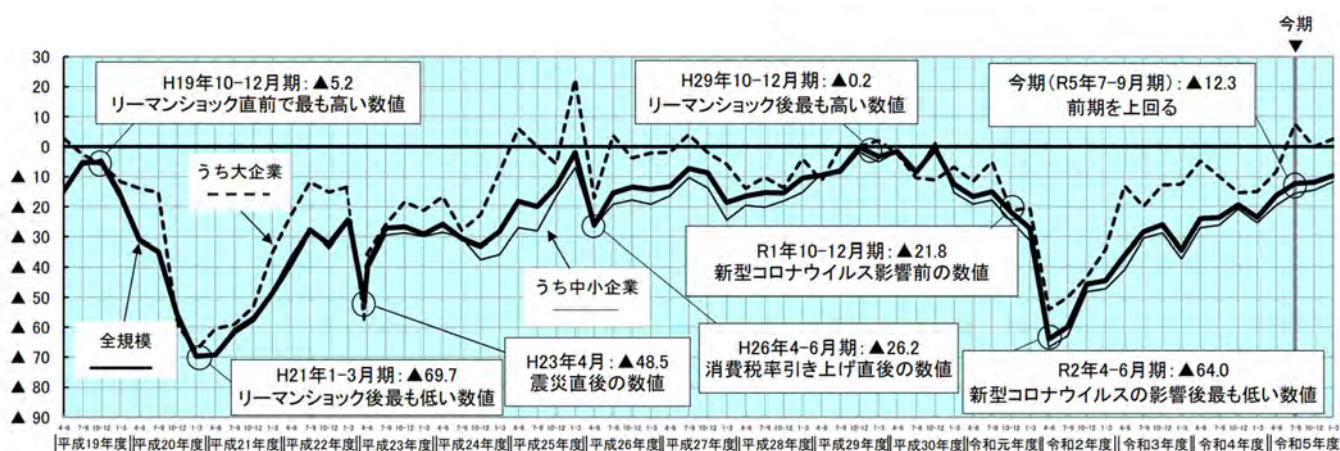
#### 厳しい社会情勢を踏まえた中小企業への資金繰り等の支援が必要

- (1) 長引くコロナ禍が収束に向かっているものの、原材料・エネルギーの価格高騰などにより、市内中小企業を取り巻く経営環境は引き続き厳しいものとなっている。
- (2) 「伴走支援型特別保証制度」は国の信用保証料補助により、中小企業の負担軽減に寄与しているが、厳しい状況にある中小企業の「ゼロゼロ融資」からの借換え需要に対応するため、融資期間の延長による月々の返済負担の軽減など、柔軟な借換え対応等が必要。
- (3) インボイス制度への対応に伴い、中小企業にとってどのような負担が増加するかなど、導入後の影響について引き続き注視が必要。

提案・要望内容

- 1 「ゼロゼロ融資」の借換え支援策を拡充すること。国による信用保証料補助を継続すること。また、「ゼロゼロ融資」の借換えに伴うセーフティネット保証4号の指定期間を延長すること
- 2 融資の返済にあたっては、既往債務の返済猶予や借換え等、事業者の実情に応じた柔軟な対応を行うよう、引き続き金融機関への働きかけを実施すること
- 3 インボイス制度の導入にあたっては、事業者の規模や取引先等の状況によって、影響や必要な対応が異なることから、引き続き中小企業等へ与える影響について注視し、必要な対策を講じること

参考1 市内企業の業況（自社業況BSI（全規模及び大企業、中小企業）の推移）



出典：第126回横浜市景況・経営動向調査

参考2 「伴走型経営支援特別資金」の実績推移（市制度全体との比較）（令和5年9月末時点）



# 水素社会の実現に向けた取組への支援

経済産業省

- 1 水素サプライチェーン構築への支援と需要家の設備導入等への支援拡充
- 2 水素の供給、貯蔵、利活用に向けた法整備、技術基準等の確立の推進
- 3 横浜市における水素の大規模拠点形成への支援

## 現状

### 国

- (1) 令和5年2月「GX実現に向けた基本方針」において、エネルギー構造の転換や、GX実現に向け今後10年間に150兆円超の官民GX投資を引き出すため、「GX経済移行債」を創設し、国として20兆円規模の大胆な先行投資支援の実施を明記。
- (2) 令和5年6月に「水素基本戦略」を改定し、2040年の水素利用量を年間1,200万トン程度とする新たな目標、今後10年間で大規模拠点3か所、中規模拠点5か所を整備することを明記。

### 横浜市

- (1) 令和3年度に水素サプライチェーンの構築等に向けた連携協定をエネルギー事業者と、令和4年度に川崎・横浜臨海部での水素等の利活用拡大に向けた連携協定を川崎市とそれぞれ締結。
- (2) 令和5年8月、水素等の次世代エネルギーの大規模供給・需要の拠点形成の推進や、産学官連携による脱炭素イノベーション創出を目的とした「横浜脱炭素イノベーション協議会」を設立。
- (3) 2050年の脱炭素社会実現に向け「横浜が目指す脱炭素イノベーションの方向性」を取りまとめ、水素の大規模拠点形成に向けた取組を推進。

## 課題

### 水素社会の実現には国による供給、需要の双方への着実な支援が必要

- (1) 水素社会の実現には、水素の供給インフラ整備と並行して、水素を利用する需要創出も必要。
- (2) 水素設備への移行を促していくには、水素機器等の設備導入への補助金に対する要件緩和など支援の拡充が必要。

### 水素社会の早期実現に向けた法規制の整備が必要

- (1) 現在、水素等に適用される法規制に関しては、必ずしも大規模な水素利活用を前提としたものではなく、法規制に係る不確実性を解消し、事業の計画から実装への加速化、水素社会への理解醸成を促進するためにも、科学的データや技術開発に基づく、法整備、技術基準等の確立が急務。

### 横浜市のような水素利活用のポテンシャルが高い地域への水素拠点形成の支援が必要

- (1) 横浜市の臨海部を中心としたエリアには、大型港湾、製油所やLNG基地、交通・鉄道網等が整備され、既存インフラを生かしたサプライチェーン構築のポテンシャルを有し、また、発電所や産業、企業の研究開発施設等の需要施設が集積しており需要ポテンシャルも高い。横浜市が水素の大規模拠点となることが水素サプライチェーン構築に重要であり、拠点形成の取組に対する国の支援が必要。

## 提案・要望内容

- 1 水素基本戦略で示される大規模サプライチェーン構築に向けた価格差支援、大規模拠点整備支援など、水素等の社会実装に向けた支援を着実に実施するとともに、水素社会の到来を見据え先駆的に水素利活用に挑戦する需要家の設備導入等を後押しするための支援を拡充すること
- 2 水素社会を安全・安心な利用環境のもとに早期に実現するため、水素の供給、貯蔵、また需要側で利活用するために必要となる、法整備、技術基準等の確立を早急に進めること
- 3 横浜市が既存インフラ等のポテンシャルを生かし水素の大規模拠点として水素社会の実現に貢献していくため、横浜市域における取組を拠点整備支援等の支援制度の対象として選定し、国の支援制度を十分に活用できるようにすること

## 参考 1 横浜脱炭素イノベーション協議会概要

市内地域経済の中核を担う横浜市臨海部を中心に、日本の脱炭素化を牽引する多様な事業者等の皆様が集積する地域ポテンシャルを生かし、脱炭素に資する水素、アンモニア、合成メタン、合成燃料等の次世代エネルギーの輸入、製造、供給の拠点形成に向け取り組むとともに、次世代エネルギーの先駆的利用や研究・技術開発を目指す立地事業者等の皆様との連携により、横浜市から産学官連携のもと脱炭素イノベーションの創出をもって地域の脱炭素化を推進、牽引することを目的に令和5年8月に設立

## ○会長

横浜市長 山中 竹春

## ○副会長

ENEOS株式会社、東京ガス株式会社、東京電力ホールディングス株式会社

## ○学識経験者

東京工業大学 名誉教授 柏木 孝夫

東京大学・一橋大学名誉教授、国際大学 学長 橘川 武郎

横浜国立大学 名誉教授 佐土原 聡

## ○参画企業・団体

42者

株式会社IHI、AGC株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社扇島パワー、京セラ株式会社、キリンビール株式会社、クイーンズスクエア横浜(住商ビルマネージメント株式会社、株式会社東急コミュニティー)、京浜急行電鉄株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、JFEスチール株式会社、JFEホールディングス株式会社、株式会社Jバイオフーズリサイクル、株式会社JERA、公益財団法人地球環境戦略研究機関、千代田化工建設株式会社、電源開発株式会社、東亜合成株式会社、東芝エネルギーシステムズ株式会社、日揮ホールディングス株式会社、日産自動車株式会社、日清オイリオグループ株式会社、日本郵船株式会社、株式会社横浜国際平和会議場(パシフィコ横浜)、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社日立製作所、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社、三菱ガス化学株式会社、三菱地所株式会社、三菱重工業株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、みなとみらい二十一熱供給株式会社、株式会社ユーグレナ、横浜川崎国際港湾株式会社、株式会社横浜銀行、横浜港埠頭株式会社、公立大学法人横浜市立大学、横浜未来機構、株式会社レゾナック・ホールディングス

## ○オブザーバー

国土交通省、経済産業省、川崎市



第1回協議会の様子



## プラスチック資源循環の推進

環境省、経済産業省

- 1 拡大生産者責任の考えに基づいた費用負担の仕組みへの見直し
- 2 特別交付税措置に代わる十分かつ確実な財政措置
- 3 プラスチックごみの更なるリサイクル拡大を見据えた技術開発の加速化
- 4 製品の製造事業者等に対しプラスチック使用製品設計指針の遵守を義務化

### 現状

#### 国

- (1) 市町村が実施するプラスチック製品の再商品化費用については、現行の容器包装のリサイクル制度とは異なり、市町村の負担となるため、収集から再商品化までに要する費用の概ね 1/2 について、特別交付税措置を講ずることとしている。
- (2) 石油由来の合成繊維や合成ゴムを含むプラスチックごみのリサイクルは、循環型社会の形成に加えて、脱炭素社会実現の観点からも重要であるが、現在、有効なリサイクル技術はプラスチック製品に限定されており、新たなリサイクル技術の社会実装は 2030 年代後半に本格化。
- (3) 製品の製造事業者等が取り組むべき事項などを定めたプラスチック使用製品設計指針を公表したが、努力義務にとどまる。

#### 横浜市

- (1) 「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」および「2030 年度温室効果ガス 50%削減」を掲げる横浜市にとって、廃棄物分野のプラスチック対策は最重要施策の一つであり、これまで焼却処理してきたプラスチック製品も対象とする「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」を令和 6 年 10 月に 18 区中 9 区で先行実施し、令和 7 年 4 月に全市域で実施することを表明した。
- (2) プラスチック製容器包装の分別収集、中間処理に要する費用負担は年間 33 億円（令和 4 年度）。「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」にあたっては、収集量の増に伴う費用負担の増に加え、プラスチック製品については新たに再商品化費用も負担することとなる。
- (3) プラスチック資源循環法に基づき、プラスチックごみを多量に排出する事業者に対し、排出抑制及びリサイクルに向けた取組を求めている。

### 課題

廃棄物の焼却による温室効果ガスの削減には、石油由来のプラスチックごみの焼却量削減が必要

- (1) 「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」は、新たに発生する費用として年間約 20 億円と想定しており、今後も厳しい財政状況が見込まれる横浜市には大きな負担となる。
- (2) 2030 年度温室効果ガス 50%削減目標を達成するには、プラスチック製品のリサイクルだけでは困難なため、合成繊維や合成ゴム、繊維や金属との複合品等もリサイクルすることが必要。
- (3) 石油由来のプラスチックの使用量や排出量を削減するには、プラスチック使用製品設計指針にある減量化や代替素材への転換、再生プラスチックの利用など、製造事業者等の取組が重要であるが、指針の遵守は製造事業者等の判断に委ねられていることが課題。

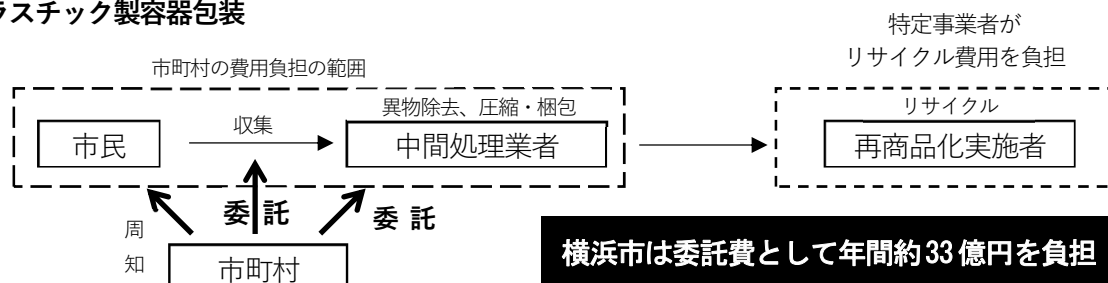


## 提案・要望内容

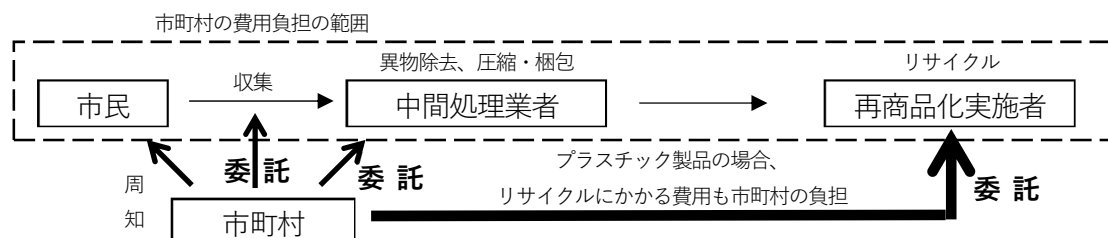
- 1 プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別・リサイクルについて、**拡大生産者責任の考え方に基づき、分別収集・中間処理も含めた全ての費用を事業者が負担する制度に見直すこと**
- 2 特別交付税措置とされているプラスチック製品の分別・リサイクル費用について、事業者が負担する制度を構築するまでの間、市町村の費用負担が生じないよう、**新たな交付金制度を創設するなど、実施する市町村に対し十分かつ確実な財政措置を講じること**
- 3 現在の技術ではリサイクルが困難な、**合成繊維や合成ゴム、繊維や金属との複合品などの廃棄物について、低コストでより質の高いリサイクルができる技術の開発を加速化していくこと**
- 4 製品の設計段階から、石油由来のプラスチックの使用量やプラスチックごみの排出量の削減を強力に進めるため、**製造事業者等に対しプラスチック使用製品設計指針の遵守を義務化すること**

## 参考1 プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別・リサイクルにおける費用負担の比較

### プラスチック製容器包装

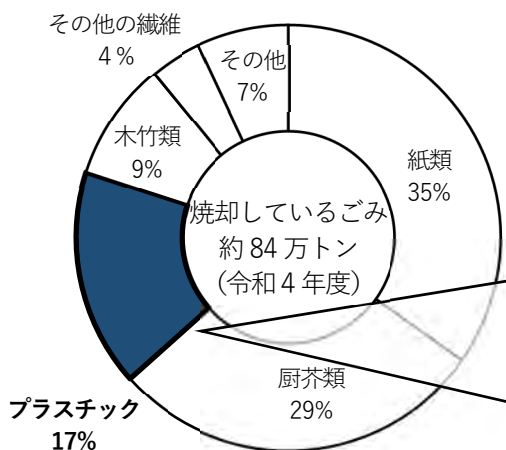


### プラスチック製品



新たに年間約20億円の委託費用が発生 ⇒ 拡大生産者責任の考え方に基づくべき

## 参考2 横浜市で焼却されているごみ中のプラスチックの割合



横浜市では年間約14万トンのプラスチックを焼却している。脱炭素社会の実現には、そのうち35%を占める5.0万トンの合成繊維や複合品などをリサイクルする技術の早期社会実装が必要。

有効なリサイクル技術	プラスチック製容器包装	2.7万トン (19%)
あり	プラスチック製品	1.7万トン (12%)
有効なリサイクル技術なし	合成繊維・複合品など	5.0万トン (35%)
ごみ袋		1.1万トン (8%)
その他		3.7万トン (26%)
合計		14.2万トン

※円グラフは端数処理の関係で和が100%になりません。

## 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027） 開催に向けた協力・支援

農林水産省、国土交通省、経済産業省、外務省

- 1 機運醸成と認知度向上への協力、外国等への参加招請・出展勧奨の促進
- 2 環境配慮型車両の導入を含む輸送システムの構築に向けた総合的な支援及びインフラ整備事業の推進への協力
- 3 全国レベルでの民間資金確保に向けた、経済界への機運醸成の促進

### 現状

#### 国

- (1) 令和4年（2022年）3月、「令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（園芸博法）」が施行。
- (2) 同年4月、同法に基づき、博覧会の準備及び運営を適正かつ確実に行うことができる法人として「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会（現・公益社団法人）」を指定。以後、同法に基づき、補助金や職員派遣等の支援。
- (3) 同年6月、BIE（博覧会国際事務局）へ認定申請書を提出。同年11月、認定。令和元年（2019年）のAIPH（国際園芸家協会）からの承認と合わせて、最上位のA1クラスでの国際園芸博覧会の開催が正式に決定。
- (4) 令和5年（2023年）8月31日の第2回2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議にて、「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」及び「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）関連事業計画」が決定。

#### 横浜市・公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

- (1) 令和元年（2019年）9月、AIPH 総会にて国際園芸博覧会の2027年横浜開催を申請し、承認。
- (2) 令和4年（2022年）12月、2027年国際園芸博覧会協会が公益社団法人に認定。
- (3) 令和5年（2023年）1月、基本計画を策定。引き続き、同計画に基づき、各事業を推進するとともに、出展者、支援者、来場者に向けた参加招請や機運醸成等の取組を実施。
- (4) 同年2月、開催1500日前記者発表会において、公式ロゴマーク最優秀賞作品、正式略称『GREEN×EXPO 2027』、推進体制を発表。
- (5) 同年3月、博覧会協会に対する寄附金が、指定寄附金として指定。
- (6) 同年6月、略称ロゴマークを制作、同年9月、公式アンバサダーの発表。

### 課題

#### 引き続き、国家プロジェクトとなる国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進が必要

- (1) 横浜市内外での博覧会の認知度向上・理解促進、博覧会への出展や支援といった企業等の参加意欲の向上など機運醸成の取組を加速。
- (2) 博覧会会場や会場周辺インフラの整備、快適な輸送システムの構築の推進が必要。
- (3) 多様な主体からの参加を得るため、幅広い参加招請・出展勧奨が必要。

## 提案・要望内容

- 1 多様な主体からの参加を得るため、機運醸成と認知度向上への協力、外国等への参加招請・出展勧奨の促進
- 2 政府の基本方針において関連事業計画に位置付けられた博覧会会場と会場周辺を含むインフラ整備や、環境配慮型車両の導入を含む輸送システムの構築に向けた総合的な支援、会場周辺の活性化の基盤となるインフラ整備事業やにぎわい・魅力の向上に資する事業の推進への協力
- 3 全国レベルでの民間資金確保に向けた、経済界への機運醸成の促進

### 参考1 開催概要

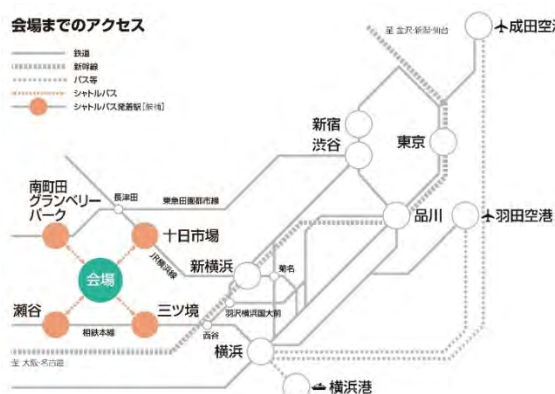
- テーマ 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
- 開催場所 旧上瀬谷通信施設（横浜市） ●開催期間 2027年3月19日～9月26日
- 参加者数 1,500万人（ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）  
（有料来場者数：1,000万人以上）
- 博覧会区域 約100ha ●開催組織 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

#### ○ GREEN×EXPO 2027 に込めた思い

市民を含めて産官学民でGREENの可能性を拓き、多様な価値との出会いによる掛け算（×）により、SDGsの達成やGXの実現に貢献し、課題解決の様々なイノベーションが生み出される博覧会を目指しています。

### 参考2 開催場所（旧上瀬谷通信施設）について

会場は横浜市の郊外部（旭区・瀬谷区）に位置する旧上瀬谷通信施設であり、2015年に米軍から返還された約242haの広大な土地で、そのうち約100haが博覧会区域となります。



会場までのアクセス



会場イメージ図

### 参考3 これまでの経緯・今後の予定など

#### ■ これまでの経緯及び今後のスケジュール（想定）

年度	内容
2021	・国際園芸博覧会開催申請について閣議了解 ・園芸博法が公布・施行
2022	・基本計画の策定・公表 ・2027年国際園芸博覧会協会が（公社）として認定 ・公式ロゴマーク最優秀賞作品、正式略称等の発表
2023 ～2026	・会場計画・設計・整備 ・参加招請、事業者募集 など
2027	・国際園芸博覧会の開催（3～9月）

#### ■ 国際園芸博覧会（A1）の開催状況

年	開催国（都市）	参考（登録博）
2015		ミラノ万博
2016	トルコ（アンタルヤ）	
2019	中国（北京）	
2021		ドバイ万博
2022	オランダ（アルメーレ）	
2023	カタール（ドーハ）	
2025		大阪・関西万博
2027	日本（横浜）	

提案の担当 / 都市整備局国際園芸博覧会推進部国際園芸博覧会推進課長 中野 浩一郎 TEL 045-671-4778  
都市整備局国際園芸博覧会推進部国際園芸博覧会推進課担当課長 岩間 隆男 TEL 045-671-4866

## 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた 旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

財務省、農林水産省、国土交通省

- 1 市施行による土地区画整理事業、下水道整備及び周辺道路整備事業の財政支援
- 2 新たな交通・新たなインターチェンジ・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に関する検討支援及び財政支援
- 3 公園整備に係る国有地の取得時期や方法等に関する柔軟な対応

### 現状

#### 国

- (1) 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正（令和元年12月）
- (2) 市施行の土地区画整理事業について設計の概要の認可（令和4年9月）
- (3) 第2回2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議にて「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」が閣議決定（令和5年8月）
- (4) 土地区画整理事業について設計の概要の変更の認可（公共施設の配置等の変更）（令和5年9月）

#### 横浜市

- (1) 民有地・国有地・市有地が混在し、民有地の地権者約250名は、米軍施設として約70年間にわたって土地利用が制限されていたため、早期の生活再建を求めている。
- (2) 構造改革特別区域計画を申請・認定（令和2年1月）
- (3) 郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、土地利用の考え方等を示した、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画を策定（令和2年3月）
- (4) 市施行による土地区画整理事業の都市計画決定（令和4年4月）、事業計画決定（同年10月）
- (5) （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）を策定（令和4年6月）
- (6) 土地区画整理事業区域内の幹線街路の一部について都市計画決定（令和5年8月）
- (7) 「観光・賑わい地区」における事業予定者を決定（令和5年9月）
- (8) 土地区画整理事業の事業計画の変更（公共施設の配置等の変更）（令和5年10月）

### 課題

#### 国際園芸博覧会の開催に向けたインフラ整備等を着実に進めるために、国の積極的な支援が必要

- (1) 国際園芸博覧会の開催に向けたインフラ整備、また博覧会後の郊外部の新たな活性化拠点の形成に向けた都市基盤整備を着実に進めることが必要であり、政府の基本方針に基づいた国の積極的な支援が必要。

### 提案・要望内容

- 1 市施行による土地区画整理事業、下水道整備及び周辺道路整備事業について、本格的な工事着手の進捗に合わせた財政支援
- 2 将来の土地利用に必要な新たな交通・新たなインターチェンジ・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に関する検討支援及び財政支援
- 3 公園整備に係る国有地について、取得時期や方法及び国際園芸博覧会の開催に向けたインフラ整備に関する柔軟な対応

## 参考 1 旧上瀬谷通信施設地区について

- ・平成 27 年 6 月に返還された米軍施設跡地で、ほぼ全域が市街化調整区域の首都圏においても貴重な広大な空間。
- ・市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域。

■総面積 242.2ha  
 民有地 110.0ha (45.4%) / 国有地 109.5ha (45.2%)  
 市有地 22.7ha (9.4%)

■地権者数 約 250 名

■経緯と今後の予定

- ・平成 27 年 6 月 上瀬谷通信施設の全域が返還
- ・令和 2 年 3 月 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定
- ・土地区画整理事業の都市計画決定 (令和 4 年 4 月)
- ・土地区画整理事業の事業計画決定 (令和 4 年 10 月)
- ・一部幹線街路の都市計画決定 (令和 5 年 8 月)
- ・「観光・賑わい地区」における事業予定者決定 (令和 5 年 9 月)
- ・仮換地指定 (令和 5 年秋頃予定)



## 参考 2 基本コンセプトと土地利用計画

- ・「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」をテーマに位置づけ、広大な土地や、広域における交通利便性などの特性・ポテンシャルをいかし、「農業振興」「観光・賑わい」「物流」「公園・防災」の 4 つの地区を配置し、まちづくりを進めている。「観光・賑わい地区」における事業予定者を令和 5 年 9 月に決定した。
- ・土地利用に伴い発生が想定される交通需要に対応するため、周辺道路 (市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)・瀬谷地内線・環状 4 号線) の事業進捗を図るとともに、新たな交通の導入、新たなインターチェンジの整備に向けた検討を進めている。
- ・2027 年国際園芸博覧会が旧上瀬谷通信施設地区で開催されるため、これを契機として、豊かな環境と共生した新たな活性化拠点を形成するなど、郊外部の新たな価値を創造するまちづくりを進める。



## 参考 3 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園の計画

- ・旧上瀬谷通信施設の「公園・防災地区」では、豊かな自然を生かしたレクリエーション空間やスポーツ施設などを備えた、人が集い、交流する広域公園として (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園の整備を進めている。
- ・2027 年国際園芸博覧会の会場となり、園芸博のレガシーを継承・発信する拠点となるとともに、災害時の広域的な防災活動の拠点として活用できるよう検討している。

■公園の概要

- ・公園名称：(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園 ・種別：広域公園 ・面積：約 65ha
- ・主な施設：野球場、多目的広場、運動広場、サクラ広場、遊具広場、体験農園、森の散策路、パークセンター 等

提案の担当	／ 都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課長	西岡 毅	TEL 045-671-4008
	都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課長	守谷 俊輔	TEL 045-671-4606
	環境創造局公園緑地部公園緑地整備課上瀬谷担当課長	大窪 和人	TEL 045-671-4875
	環境創造局下水道計画調整部下水道事業マネジメント課長	小林 史幸	TEL 045-671-2613

## 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

外務省、財務省、国土交通省、防衛省

- 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還
- 2 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援
- 3 根岸住宅地区の跡地利用に向けた課題解決への支援
- 4 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持・向上

### 現状

#### 国

- (1) 平成 16 年に 6 施設・区域の返還方針が合意され、このうち旧富岡倉庫地区は平成 21 年、旧深谷通信施設は、平成 26 年に返還が実現。
- (2) 返還方針が合意されている根岸住宅地区と池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地 2 施設・区域は未返還。根岸住宅地区では令和元年 11 月の日米合意に基づき日米共同使用による原状回復作業が開始。
- (3) 令和 5 年 1 月、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編を日米安全保障協議委員会でご公表。同年 4 月 16 日から部隊の新編が開始。

#### 横浜市

- (1) 旧深谷通信所については、市内に残された貴重な資産であることを踏まえ、広大な土地や立地特性等を生かして、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を推進。
- (2) 根岸住宅地区では、戦後 70 数年にわたって土地利用が制限されてきた民有地の地権者や、不便を強いられてきた周辺住民等の想いを汲み、跡地利用基本計画に基づき、事業化を検討中。
- (3) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編に対しては、適時適切な情報提供と市民生活の安全・安心に影響を及ぼすことのないよう万全な対策を要請。

### 課題

#### 市内米軍施設・区域の早期全面返還が必要

- (1) 既に返還方針が合意されている施設・区域に加えて、横浜港の中心に位置し、活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有する瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還方針が合意されていない施設・区域についても、早期の返還が必要。

#### 跡地利用の具体化を進めるには、米軍施設として長年提供されてきた経緯を踏まえた支援が必要

- (1) 跡地利用にあたっては、戦後の接收以降、米軍施設として長年にわたって土地利用が制限され、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、地元の課題や横浜市の広域的な課題の解決に資するよう、公共公益的な利用の促進や、国有地の処分条件の特段の配慮が必要。

#### 根岸住宅地区について迅速・確実な原状回復作業の実施と接收を要因とした様々な課題解決が必要

- (1) 跡地利用基本計画に基づいた跡地利用を早期に行うため、原状回復作業を早期に終了するとともに、入り組んだ土地権利関係、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯の生活維持等の様々な課題に対し、国が主体的に取り組み、解決していくことが必要。

- (2) 土壌汚染の調査及び撤去、境界確定の取扱い、存置物件の整理等、原状回復作業の実施にあたって丁寧に説明するとともに、内容について地権者と協議し理解を得ることが必要。

## 提案・要望内容

### 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の早期返還
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還方針が未合意の施設・区域の返還促進

### 2 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援

- (1) 財政的負担の軽減に向けた国有地処分条件の弾力的な運用
- (2) 土壌汚染の処理や存置物件の撤去等の迅速かつ確実な実施
- (3) 返還施設及び返還合意施設の地権者や周辺住民等への丁寧な説明・十分な情報提供

### 3 根岸住宅地区の跡地利用に向けた課題解決への支援

- (1) 原状回復作業の早期完了と原状回復作業の内容について地権者と協議し理解を得ること
- (2) 入り組んだ土地権利関係の整理等様々な課題に対する国による主体的な解決
- (3) 大規模な都市基盤整備に対する国の費用負担
- (4) 国が整備した擁壁の恒久的な維持管理
- (5) 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯の生活環境維持・改善に向け、返還・引渡し後も含めた国による主体的な取組

### 4 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持・向上

- (1) 在日米軍の活動に起因する事件・事故等への迅速かつ適切な対処
- (2) 市民生活の安心・安全に配慮した施設の維持管理等の徹底
- (3) 根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における広域避難場所機能の確保
- (4) 特に瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編に対しては、適時適切な情報提供と、市民生活の安全・安心に影響を及ぼすことがないよう万全な対策の実施

## 参考 横浜市内の米軍施設・区域

◆鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)

◆瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック 52ha 国有43ha(81%) 水域11ha

◆根岸住宅地区 43ha 国有27ha(64%) **全部返還方針を合意済**

令和3年3月「根岸住宅地区跡地利用基本計画」策定。  
計画に基づき、跡地利用の事業化に向けた検討を進めている。  
「文教ゾーン」は横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備の最有力候補。

○旧富岡倉庫地区 3ha 国有3ha(100%) (H21年5月返)

平成23年7月「旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画」が策定されていますが、社会状況の変化や周辺土地利用の変化を踏まえ、跡地利用の検討を進めている。

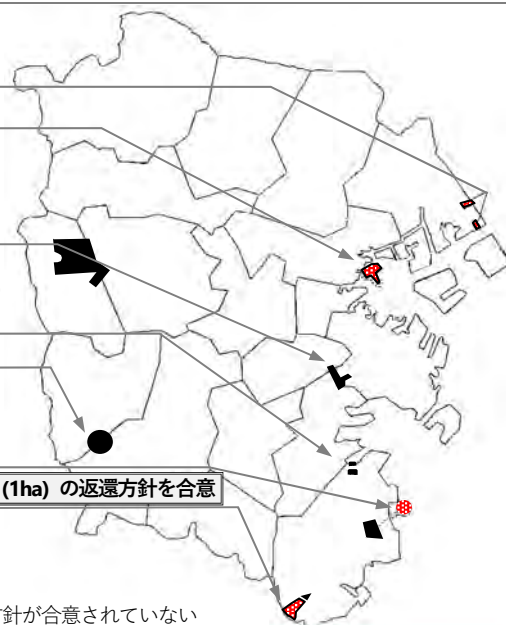
○旧深谷通信所 77ha 国有77ha(100%) (H26年6月返還)

平成30年2月に「深谷通信所跡地利用基本計画」を策定。緑豊かな環境を生かした健康・スポーツの拠点形成を目指し、各施設の基本計画策定の手続きを進めている。

◆小柴水域 42ha

◆池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域) 37ha 国有36ha(99%) **飛び地(1ha)の返還方針を合意**

大規模震災発生時の飛び地への確実な出入りなど、広域避難場所としての機能の確保に向けた国への要望を実施。



返還方針が合意されている

返還方針が合意されていない

## 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進

国土交通省

- 1 コンテナ取扱機能強化のため D5 コンテナターミナル再整備をはじめとする本牧ふ頭再編、南本牧ふ頭・新本牧ふ頭の整備推進
- 2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業に対する地方負担割合の低減
- 3 本牧ふ頭のロジスティクス拠点形成への支援

### 現状

#### 世界

(1) 輸送効率向上のため船舶の大型化や寄港地の絞り込みが進展。

#### 国・横浜市

(1) 国際コンテナ戦略港湾政策として「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を推進。

### 課題

#### 引き続き世界の海運動向に迅速かつ的確に対応していくことが必要

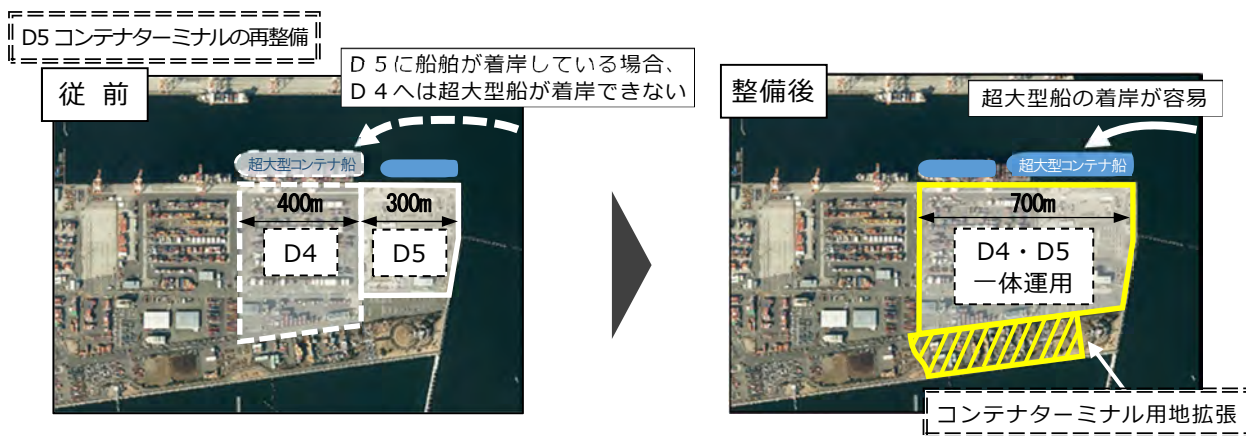
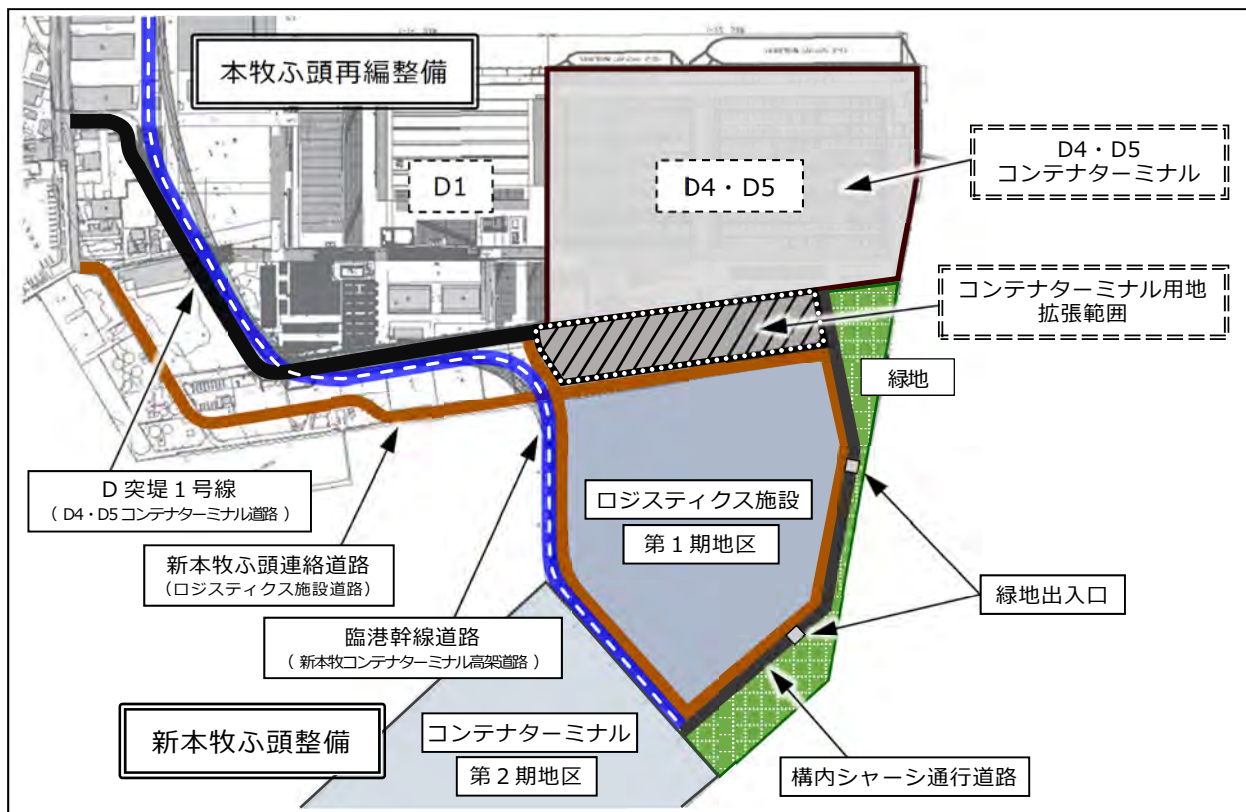
- (1) 国際コンテナ戦略港湾として、急速に進展する船舶の大型化に対応し、国際基幹航路の維持・拡大を目指すためには、本牧ふ頭 D5 コンテナターミナルの再整備、南本牧ふ頭の更なる一体運用の推進（荷さばき地拡張・整備）、新本牧ふ頭事業の推進、本牧ふ頭 A 突堤ロジスティクス拠点形成等によるコンテナ取扱機能の強化が必要。本牧ふ頭と新本牧ふ頭のコンテナターミナルの交通動線を立体的に分離し円滑なアクセスを可能とする臨港幹線道路、新本牧ふ頭のロジスティクス施設や緑地にアクセスするための新本牧ふ頭連絡道路、内航船のバースホッピングを避けるため本牧ふ頭と新本牧ふ頭の構内シャーシの通行を可能とする動線の整備が必要。
- (2) 本牧ふ頭、新本牧ふ頭、南本牧ふ頭の整備を着実に推進するため、国直轄事業における地方負担割合の低減が必要。
- (3) 民間が整備するロジスティクス施設や荷さばき施設に対し更なる支援が必要。

### 提案・要望内容

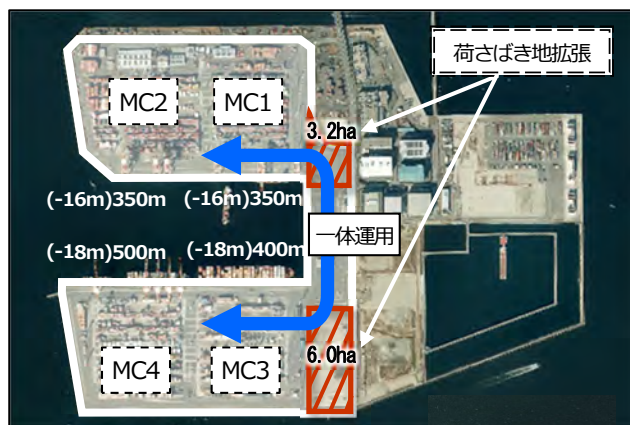
- 1 超大型コンテナ船への対応を図るため、岸壁の延伸・効率的な荷役方式への更新・コンテナターミナル用地の拡張等、D4 コンテナターミナルとの一体運用に向けた**本牧ふ頭 D5 コンテナターミナルの再整備**や荷さばき地拡張。更なる一体運用の推進による効率的な運用等のための**南本牧ふ頭コンテナターミナルの整備に向けた用地取得と荷さばき地拡張**。我が国の将来を担う物流拠点として新本牧ふ頭事業の推進。本牧ふ頭と新本牧ふ頭を結ぶ**臨港幹線道路及び新本牧ふ頭連絡道路、構内シャーシ通行道路の整備**
- 2 経済を支える基幹インフラの整備を国の責任において推進していくため、**国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業における地方負担割合の低減**。**コンテナターミナル用地の国有化の推進**
- 3 民間が整備する本牧ふ頭のロジスティクス施設や荷さばき施設に対して行う**無利子資金貸付事業の所要額確保**



参考1 本牧ふ頭・新本牧ふ頭における事業



参考2 南本牧ふ頭における事業



参考3 国直轄事業の地方負担割合

(新本牧ふ頭整備の例)

施設名称	負担割合	
	現在	要望
岸壁	3/10	➡ 3/10 以下
荷さばき地	1/3	
防波堤	1/3	
防波堤機能を有する護岸	4.5/10	➡ 1/3 以下

提案の担当 / 港湾局港湾物流部物流企画課長  
 港湾局政策調整部新本牧事業推進課長  
 港湾局政策調整部政策調整課長

氏家 治 TEL 045-671-2714  
 石井 雅樹 TEL 045-671-7373  
 洞澤 実 TEL 045-671-2877

# クルーズ船の受入れ機能強化と港の賑わい創出

国土交通省

- 1 クルーズ旅客の受入れ施設への支援
- 2 都心臨海部の一体化とアクセス強化のため、臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の国直轄事業による整備

## 現状

### 国

- (1) 新たな「観光立国推進基本計画」に基づき、持続可能な観光地域づくりやインバウンド回復、国内交流拡大に戦略的に取り組む。（令和5年6月16日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2023」）

### 横浜市

- (1) 令和5年3月、約3年ぶりに外国船による国際クルーズが再開、4月には日本で初めてクルーズ船の5隻同時着岸が実現。令和5年度のクルーズ船寄港回数は過去最多の約200回を見込む。
- (2) 令和5年9月、日本のクルーズ船として初めてLNG燃料や陸電受電装置を採用する新造エコクルーズシップ「飛鳥Ⅲ」の船籍港が横浜港に決定。
- (3) 山下ふ頭周辺の一般道路は主要渋滞エリアに指定されているが、本牧ふ頭A突堤の物流施設の整備により、港湾関連車両の交通量が増加し、今後更なる混雑が想定される。

## 課題

### クルーズ旅客の受入れには、大規模な施設、既存受入れ施設・設備の改修、陸電施設の整備が必要

- (1) クルーズ旅客の利便性を図るため、持続的かつ安定的で円滑な乗下船を行うためのボーディングブリッジや大型船受入に合わせた大規模な施設や既存の受入施設・設備の改修等が必要。
- (2) 令和7年にエコクルーズシップ「飛鳥Ⅲ」が就航するため、ボーディングブリッジや陸電施設が必要。

### 都心臨海部の一体化と埠頭間を連絡するアクセスの強化が必要

- (1) コンテナ物流機能向上、アクセス性の改善、リダンダンシーの確保が図られるだけでなく、賑わい拠点として再開発が進む山下ふ頭へのアクセスが向上するとともに、超大型クルーズ船が着岸できる大黒ふ頭とも直接結ばれ、大勢の旅客の円滑な輸送に大いに貢献することができるため、臨港幹線道路の国直轄事業による整備が必要。

## 提案・要望内容

- 1 エコクルーズシップ「飛鳥Ⅲ」の受入れに向けた、ボーディングブリッジや陸電施設の整備に対する支援。発着港における国際クルーズ旅客受入機能高度化事業等の補助率の引き上げや国による受入環境の整備
- 2 都心臨海部の一体化と埠頭間のアクセス強化のため、港湾計画に位置付けた山下ふ頭から本牧ふ頭及び新港ふ頭間を結ぶ臨港幹線道路の国直轄事業による整備

参考1 新造エコクルーズシップ「飛鳥Ⅲ」のイメージ



- 船名：飛鳥Ⅲ
- 船籍港：横浜港
- 全長：230.2m
- 総トン数：52,000GT
- 総客室数：385室
- 乗客定員：約740名
- 乗組員数：約470名
- 就航予定：令和7年夏頃

(令和5年9月時点)

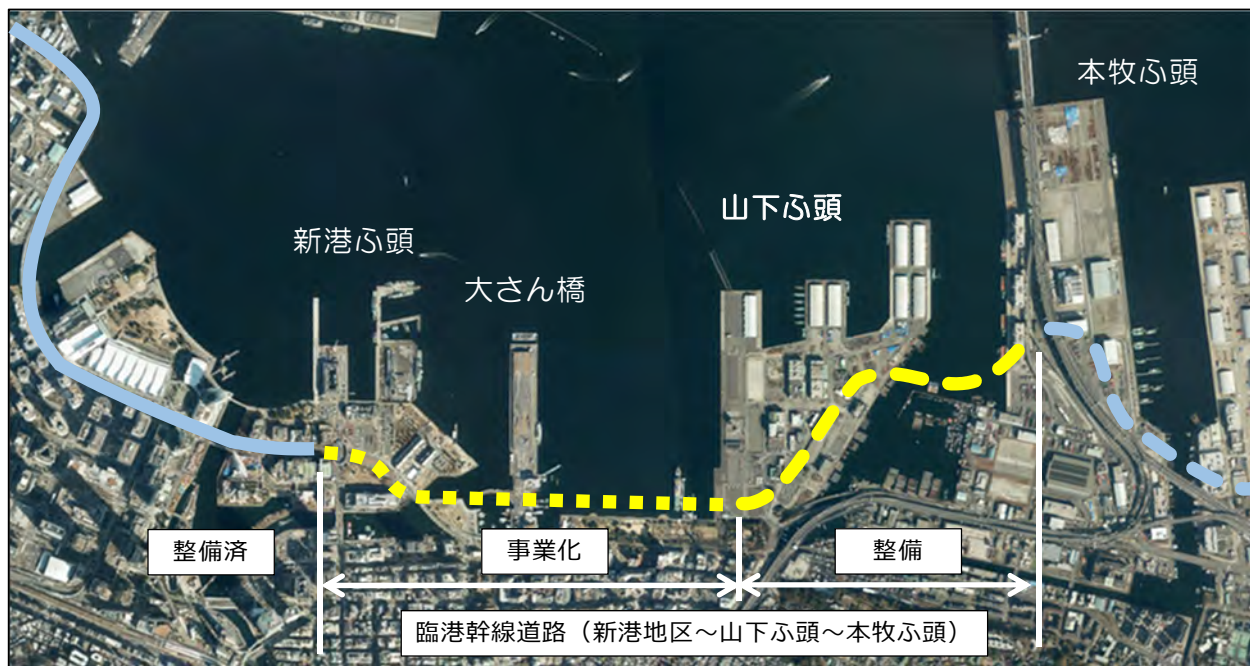
「飛鳥Ⅲ」イメージ：郵船クルーズ株式会社提供

参考2 更新が必要な大さん橋国際客船ターミナルのボーディングブリッジ



- 製造年度：昭和39年度
- 改修年度：平成14年度
- 対象船舶：ダイヤモンドプリンセス等
- 稼働状況：  
バッテリーやセンサーの不具合などが生じており、その都度、修繕を行いながら使用

参考3 都心臨海部における臨港幹線道路の整備



提案の担当 / 港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課長  
 港湾局みなと賑わい振興部整備推進課長  
 港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課担当課長  
 港湾局港湾物流部物流企画課長  
 港湾局政策調整部政策調整課長

高橋 哲 TEL 045-671-7237  
 加藤 裕隆 TEL 045-671-2885  
 周治 諭 TEL 045-671-7325  
 氏家 治 TEL 045-671-2714  
 洞澤 実 TEL 045-671-2877

## 安全・安心で環境にやさしい港づくり

国土交通省、経済産業省、環境省

- 1 震災に備えた耐震強化岸壁の国直轄事業による整備推進
- 2 津波・高潮・高波対策として海岸保全施設等の国直轄事業による整備
- 3 カーボンニュートラルに向けたブルーカーボンの推進に対する支援

### 現状

#### 国

- (1) 5 か年加速化対策等の取組を推進し、災害に屈しない国土づくりを進める。(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2023」)
- (2) 干潟・藻場等のブルーカーボン生態系など、グリーンインフラの取組を推進する。(令和 5 年 7 月 28 日閣議決定「国土形成計画 (全国計画)」)

#### 横浜市

- (1) 今後 30 年以内に南関東地域で M7 クラスの地震が発生する確率は約 70%と推定されており、横浜港に大きな被害を及ぼす恐れがある。
- (2) 2019 年の台風 15 号では、金沢区福浦・幸浦地区で 10mを超える高波が発生し、背後の工業団地が甚大な被害を受けたほか、海岸も約 800mが倒壊した。
- (3) 市街化が進んだ横浜市においては、カーボンニュートラルに向けて、大規模な森林を新たに造成することは困難である。

### 課題

#### 安全安心な港づくりに向け、大規模災害への備え、水際対策が必要

- (1) 大規模地震対策として発災後の避難や緊急輸送、幹線貨物輸送機能の確保等のため、港湾において耐震強化岸壁の早期整備が必要。
- (2) 百数十年に一回の頻度で発生する防護レベルの津波や激甚化する台風による高潮・高波等から人命や財産を守るため、海岸保全施設の早期整備が必要。

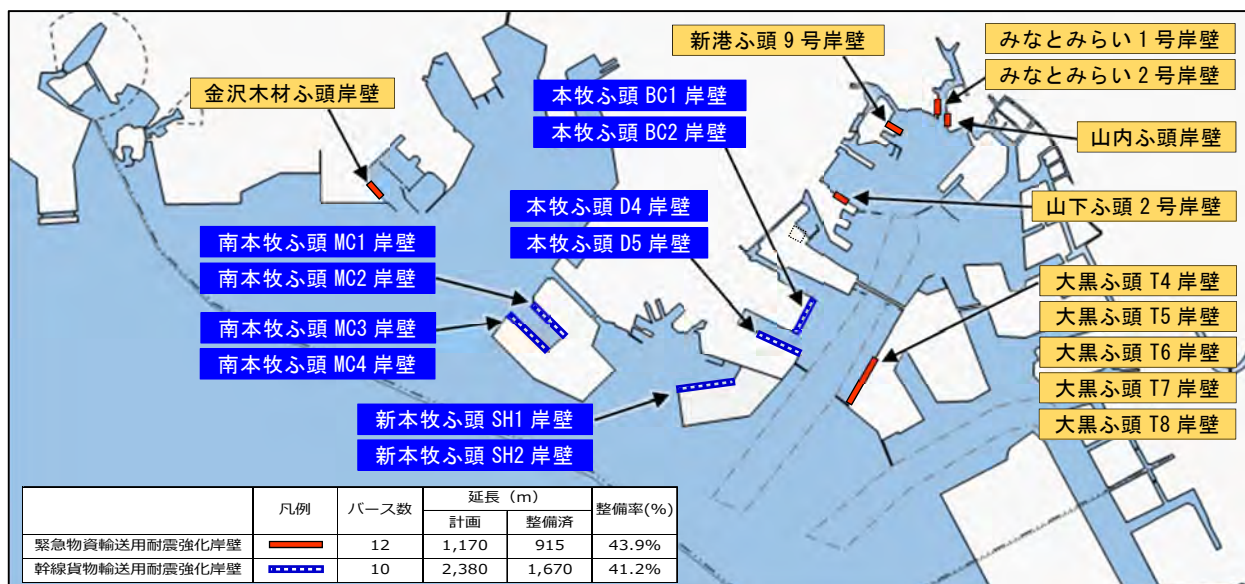
#### CNP 実現には、温室効果ガスの排出削減と合わせて、温室効果ガスを吸収する環境の整備が必要

- (1) 藻場・浅場 (人工海浜・岩場) 等を整備することで、ブルーカーボンとして杉の森林と同等の CO<sub>2</sub> 吸収源が確保できる。

### 提案・要望内容

- 1 震災時における緊急物資や幹線貨物の輸送を担う耐震強化岸壁の国直轄事業による整備推進
- 2 津波・高潮・高波への対策のために必要な海岸保全施設等の国直轄事業による整備
- 3 海藻や海生生物が生息する自然の岩礁を再現する生物共生型護岸の整備、CO<sub>2</sub> を吸収する「ブルーカーボン」としての機能も担う藻場・浅場の整備等への支援

### 参考1 耐震強化岸壁の整備状況 (R5.3.31)



※新港ふ頭9号岸壁は1岸壁2バース換算

### 参考2 大黒ふ頭地区の海岸保全施設の整備状況

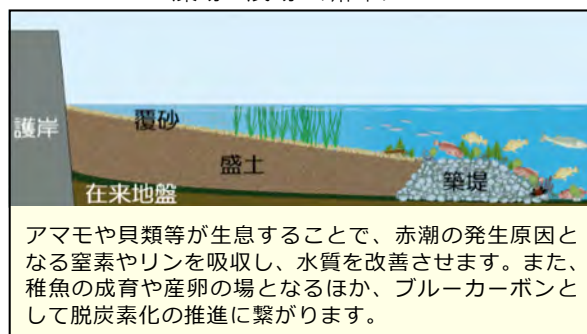


### 参考3 ブルーカーボンの取組 (杉の森林と同等のCO<sub>2</sub>吸収源の整備)

<生物共生型護岸>



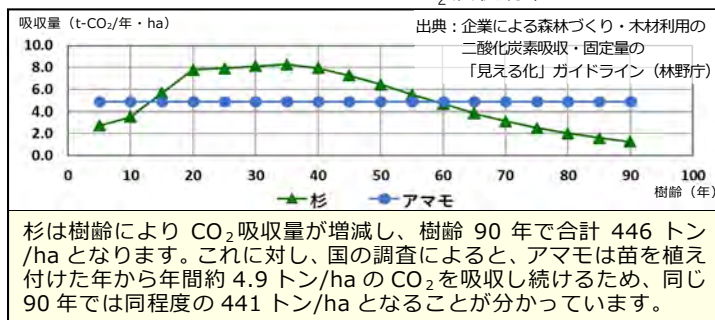
<藻場・浅場の断面イメージ>



<アマモ場の様子>



<ブルーカーボンのCO<sub>2</sub>吸収効果>



提案の担当 / 港湾局政策調整部新本牧事業推進課長 石井 雅樹 TEL 045-671-7373  
 港湾局政策調整部政策調整課長 洞澤 実 TEL 045-671-2877

## 道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進

国土交通省

- 1 道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた支援
  - (1) 5か年加速化対策に必要な予算の確保と対策期間後における継続した支援
  - (2) 交付金制度の要件緩和
  - (3) 事業費の確保
- 2 無電柱化の推進に向けた支援
  - (1) 無電柱化の推進に向けた財源確保
  - (2) 省スペース・低コスト手法の導入及び地上機器地下化等の普及・実用化
- 3 河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大

### 現状

#### 国

- (1) 激甚化・頻発化する水災害や切迫する地震災害等への対応、今後加速度的に進行するインフラの老朽化対策等について、取組を加速化・深化を図り、強靱な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和2年12月に閣議決定。
- (2) 老朽化対策状況の更なる見える化を図るため、直近5年間の判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設の点検結果等を地図上で閲覧できる「全国道路施設点検データベース」を公開。
- (3) 無電柱化推進計画において「電線管理者は、国及び地方公共団体と連携しつつ、地上機器や特殊部のコンパクト化・低コスト化について主体的に技術開発を進める」としている。
- (4) 頻発・激甚化する水害に対してあらゆる関係者が協働する「流域治水」へ転換し、全ての一級水系で流域治水プロジェクトの策定を行い、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速。

#### 横浜市

- (1) 平成31年3月「横浜市強靱化地域計画」、平成30年12月「横浜市無電柱化推進計画」を策定。現在、本体工事に着手する路線が増えており、財源確保が必要。
- (2) 市が管理する橋梁1,708橋（橋長15m以上の橋梁は858橋）のうち、健全度Ⅲ判定のものは160橋、歩道橋326橋のうち、健全度Ⅲ判定のものは44橋ある。これらを早期に修繕し、予防保全型管理への移行を目指している。
- (3) 令和元年9月の大雨では、住宅等が近接する未改修河川で浸水被害が発生。
- (4) 令和3年9月に神奈川県と共同し、境川水系・帷子川水系・大岡川水系の流域治水プロジェクトを公表、同年3月に公表済である鶴見川水系と合わせて流域治水を推進。

### 課題

#### 国土強靱化の推進に向けては、中長期的な視点での支援が必要

- (1) 国土強靱化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち、早期に効果の発現が見込める事業が重点要件となっているが、現行、対象外である中長期的に取り組む事業も、国土強靱化の推進に向けては、必要不可欠。
- (2) 強靱な国土づくりの実現のためには、5か年加速化対策及びそれ以降の継続した支援が必要。

## 無電柱化事業を推進するための支援が必要

- (1) 無電柱化の効果を早期に発現させるためには、本体工事実施のための予算確保が必須。
- (2) 引き続き、事業を推進するには、直接埋設や小型ボックス活用埋設等の省スペース・低コスト手法の導入及び歩行空間確保に資する、地上機器のコンパクト化・地下化の普及・実用化が必要。

## 河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大が必要

- (1) 近年、台風等の大雨による浸水被害が発生しており、流域治水の基盤となる河川改修を一層推進するとともに、気候変動による災害リスクに対応するため、河川の整備水準をこれまでの時間降雨量約 50 mm から約 60 mm への引き上げが必要。
- (2) 都市部の中小河川の改修では、個別補助制度の適用対象とならない事業区間も多くあるため、交付金による所要額確保が必要。

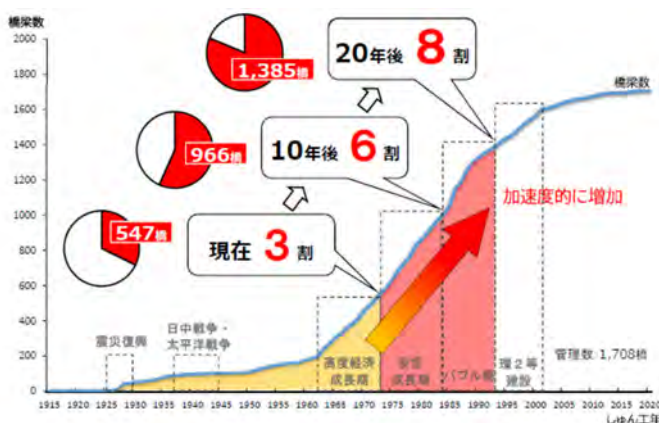
## 提案・要望内容

- (1) 道路施設の老朽化対策をはじめ、国土強靱化対策を推進するために必要な当初予算を含めた財源の確保及び、5 か年加速化対策後の継続した財源の確保
- (2) 緊急輸送路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築等の中長期的な取組を、道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の対象要件に追加
- (3) 国土強靱化地域計画に基づく事業として実施している、鶴見川人道橋、桂町戸塚遠藤線及び鴨居上飯田線の整備に係る事業費の確保
- (1) 無電柱化事業の事業費確保のための財政支援の継続
- (2) 省スペース・低コスト手法及び地上機器コンパクト化・地下化の普及・実用化
- 河川の氾濫防止対策の推進に向けて、都市部の中小河川の改修に対する個別補助金及び交付金の所要額の確保

### 参考 1 横浜市の橋梁老朽化対策の課題

市が管理する橋梁 1,708 橋のうち、約 81% にあたる 1,385 橋がしゅん工後 50 年以上となり、老朽化はこれから本格化を迎えるため、適切な修繕を実施していく必要がある。

施工後 50 年以上の橋梁数と全体に占める割合



### 参考 2 河川改修の進捗状況と被害発生状況

#### 都市基盤河川改修事業

- ・帷子川 (72.6%)  
床上・床下浸水 31 戸 (平成 25 年 4 月 6 日大雨)  
床上・床下浸水 18 戸 (平成 26 年台風 18 号)
- ・今井川 (71.7%)  
床上・床下浸水 114 戸 (平成 16 年台風 22 号)

#### 準用河川改修事業

- ・日野川 (45.4%)  
床上・床下浸水 45 戸 (令和元年 9 月 3 日大雨)



提案の担当	道路局計画調整部事業推進課長	青木 隆浩	TEL 045-671-2937
	道路局計画調整部企画課長	樽川 正弘	TEL 045-671-2746
	道路局河川部河川事業課長	時尾 嘉弘	TEL 045-671-3981

## 高速道路の整備推進

国土交通省

- 1 横浜環状南線・横浜湘南道路及びICアクセス道路等の整備推進
  - (1) 地域の安全安心と施工の安全を最優先とした早期開通への整備推進
  - (2) トンネルの掘進状況を踏まえつつ早期の開通時期明示
  - (3) 本線の事業費増加分に対するコスト縮減や地方負担軽減対策の検討
  - (4) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
  - (5) ICアクセス道路等の事業費確保
- 2 料金徴収期間の延長による高速道路の更新・進化の推進

### 現状

#### 国

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間。
- (2) 令和4年8月4日、圏央道連絡調整会議において、横浜環状南線及び横浜湘南道路の開通時期の見直しについて公表。
- (3) 令和5年1月18日、事業評価監視委員会において、横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費の大幅な増額について公表。
- (4) 令和3年8月の中間答申を踏まえ、令和5年9月6日に道路整備特別措置法等の一部を改正する法律（高速道路の料金徴収期間の延長等）が施行された。

#### 横浜市

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路の完成により、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力が強化され、保土ヶ谷バイパス等市内幹線道路の混雑緩和が見込まれる。
- (2) 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、有料道路事業と直轄国道事業の合併施行であり、事業費の増額は市の財政負担に大きな影響。
- (3) 本線の整備効果を最大限に発揮させるために、ICアクセス道路等の一部について、個別補助制度を活用し計画的かつ集中的に整備中。
- (4) 横浜環状南線の環境影響評価の手続きにおいて、脱硝装置の導入を市長意見として出したほか、地元からの請願が横浜市会において全会一致で採択。

### 課題

#### 生産性の高い物流ネットワーク構築のため、横浜環状南線・横浜湘南道路の早期開通が必要

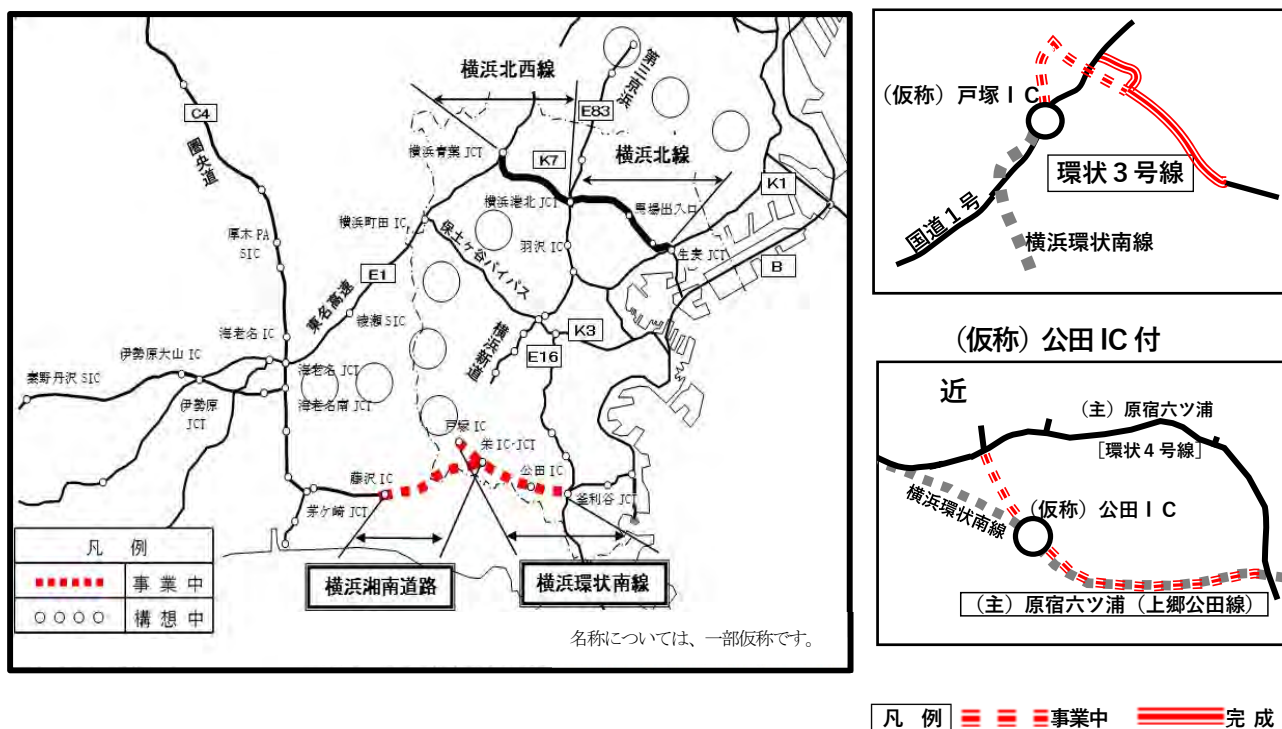
- (1) 経済の好循環をもたらす圏央道の整備効果を十分に発揮するため、**未整備区間である横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通が必要。**
- (2) 本線及びICアクセス道路等の早期整備を通じてストック効果を最大限に発現するため、国と地方が一体となった連携が必要。



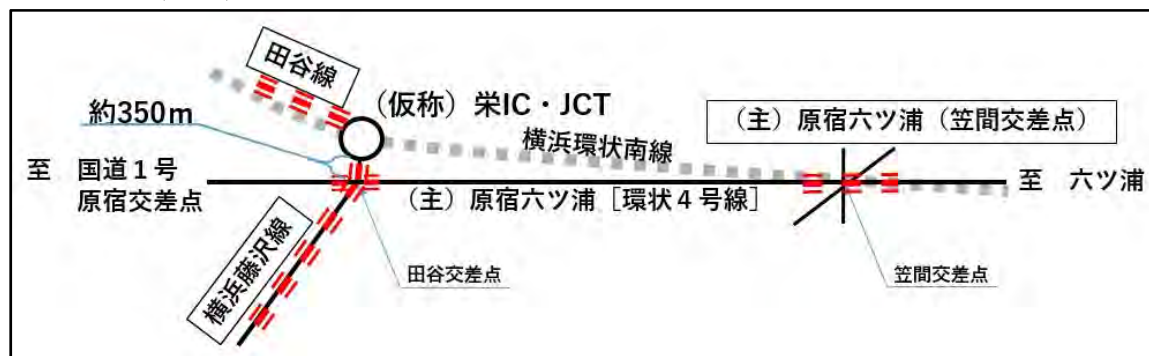
提案・要望内容

- 1 横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通及びICアクセス道路等の整備推進
  - (1) 地域の安全安心と施工の安全を最優先とした**早期開通への整備推進**
  - (2) トンネルの掘進状況を踏まえつつ**早期の開通時期明示**
  - (3) 本線の事業費増加分に対する**コスト縮減や地方負担軽減対策の検討**
  - (4) **横浜環状南線の整備における脱硝装置の設置等**、環境に配慮した取組の推進
  - (5) **ICアクセス道路**（環状3号線、市道下倉田第406号線（田谷線）、横浜藤沢線、主要地方道原宿六ツ浦（上郷公田線））及び**通学路整備と併せICアクセスにも資する道路**（主要地方道原宿六ツ浦（笠間交差点））の整備に係る**事業費の着実な確保**
- 2 料金徴収期間の延長による高速道路の更新・進化の推進

参考1 横浜環状南線・横浜湘南道路 ICアクセス道路位置図



参考2 (仮称) 栄 IC・JCT アクセス道路等位置図



提案の担当	／	道路局計画調整部事業推進課長	青木 隆浩	TEL 045-671-2937
		道路局横浜環状道路調整課長	村田 功	TEL 045-671-3985
		道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長	大橋 男	TEL 045-671-2889
		道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長	小田 英隆	TEL 045-671-2734

## 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進

国土交通省

- 1 連続立体交差事業の推進
- 2 幹線道路ネットワーク整備への支援拡充と道路関係予算の更なる拡大
- 3 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進
- 4 子どもの移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援
- 5 直轄国道の整備推進及び補助国道の事業費確保

### 現状

#### 国

- (1) 交通事故防止と駅周辺の交通利便性確保のため、踏切道改良促進法に基づき改良すべきとされた踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を令和3年度に創設
- (2) 国や県、指定都市等で構成する「神奈川県移動性向上委員会」や「神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」を通じ、渋滞対策の取組を推進している。
- (3) 国の道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減し、事業の進捗に影響。
- (4) 千葉県八街市の交通事故を受け実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度を創設。

#### 横浜市

- (1) 相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近の連続立体交差事業については、令和4年6月に事業認可を取得し、11月から工事着手。現在、用地取得を進めるとともに、全区間で工事を実施中。
- (2) 補助国道及び市内幹線道路は、直轄国道と一体的に幹線道路ネットワークを形成し、機能する必要があるが、市の都市計画道路整備率は令和5年3月時点で70%に満たず、整備が停滞。
- (3) 中期計画では、令和3年度末時点における市内の主要渋滞箇所129箇所をおおむね10年で2割削減することを目標としている。
- (4) 幹線道路の整備が不十分なため、子どもの移動経路（通学路等）である生活道路に車両が流入。
- (5) 子どもの通学路交通安全対策として、ETC2.0などのビッグデータを活用して、ソフト・ハードの交通安全対策を行う「子どもの通学路交通安全対策事業」を令和5年度に新規事業化。

### 課題

#### 連続立体交差事業を推進するための支援が必要

- (1) 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的な国の支援が必要。

#### 幹線道路ネットワーク整備への支援が必要

- (1) 本市の都市計画道路整備率は、指定都市の中でも最低の水準なため、根本的な混雑解消が必要。
- (2) 市内の道路の混雑解消に向けて、「神奈川県移動性向上委員会」における主要渋滞箇所の対策を国の重点施策の対象とすることが必要。
- (3) 子どもの移動経路への通過交通を転換するため、幹線道路整備実現に向けた国の支援が必要。
- (4) 子ども通学路安全対策事業の実施にあたり、地域の実態に合わせた柔軟な制度の拡充が必要。

提案・要望内容

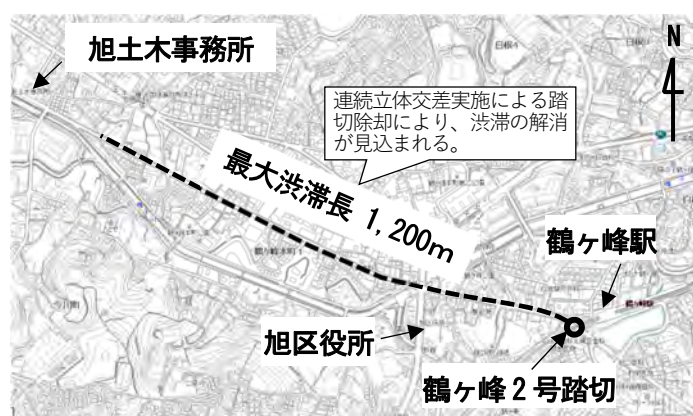
- 1 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の推進に必要な事業費の確保
- 2 主要渋滞箇所の解消等、渋滞対策に向けた幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充と道路関係予算の更なる拡大
- 3 一般国道 1 号（戸塚警察署交差点、横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜保土ヶ谷 PA 付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置等の推進。横浜港などを発着する物流への影響等にも配慮した、高速道路料金の激変緩和措置の継続及び各種割引制度等の見直しや、混雑状況に応じた料金施策の実現。渋滞対策検討等のための ETC2.0 データのオープンデータ化
- 4 交通安全対策に資する山下長津田線（鴨居地区）、桜木東戸塚線（平戸地区）及び横浜逗子線（釜利谷六浦地区）の整備推進への継続的な支援
- 5 直轄国道（一般国道 1 号戸部付近及び一般国道 246 号荏田付近の現道拡幅、一般国道 16 号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道 357 号）の着実な整備、老朽化した横断歩道橋の早期補修及び補助国道（一般国道 1 号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区）の整備に係る事業費の確保

参考 1 連続立体交差事業の整備効果

■ 鶴ヶ峰 2 号踏切における渋滞の様子

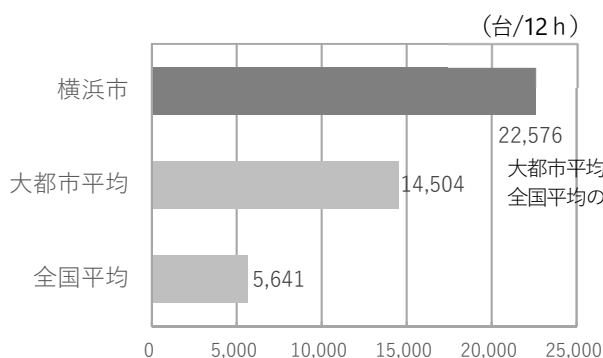


■ 鶴ヶ峰 2 号踏切の最大渋滞長 (R2.9.10 測定)

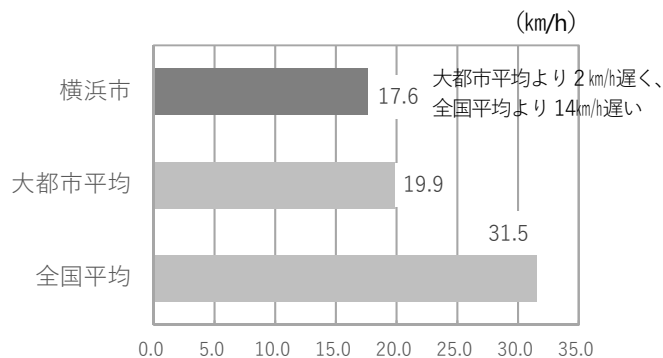


参考 2 ○横浜市における道路交通の状況 (※出典：令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査)

■ 平均交通量 (平日 12 時間) ※



■ 朝夕旅行速度※



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長  
道路局計画調整部企画課長  
道路局横浜環状道路調整課長  
道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長

青木 隆浩 TEL 045-671-2937  
樽川 正弘 TEL 045-671-2746  
村田 功 TEL 045-671-3985  
土村 浩二 TEL 045-671-2757

# 「特別市」の早期法制化の実現

総務省

- 1 「特別市」の法制化の実現に向けた次期地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進
- 2 総務省への大都市制度検討専任組織と新たな研究会の設置

## 現状

### 国

- (1) 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから 67 年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。
- (2) 第 33 次地方制度調査会では、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について調査審議が行われているが、「特別市」などの大都市制度改革に関する議論は進んでいない。

### 横浜市

- (1) 令和 4 年 2 月に、「『特別自治市』の早期実現に関する決議」を横浜市会が可決。
- (2) 令和 4 年 7 月に、横浜市・川崎市・相模原市共同で「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性 ～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表。
- (3) 令和 4 年 12 月に、従来の大綱を改訂し、特別市に対して示されている懸念・課題への横浜市の基本的見解を新たに明示した「横浜特別市大綱」を公表。
- (4) 横浜市会が国への要望活動を実施し、「特別市の法制化に関する要望書」を総務省、衆参両院総務委員会等に提出。

## 課題

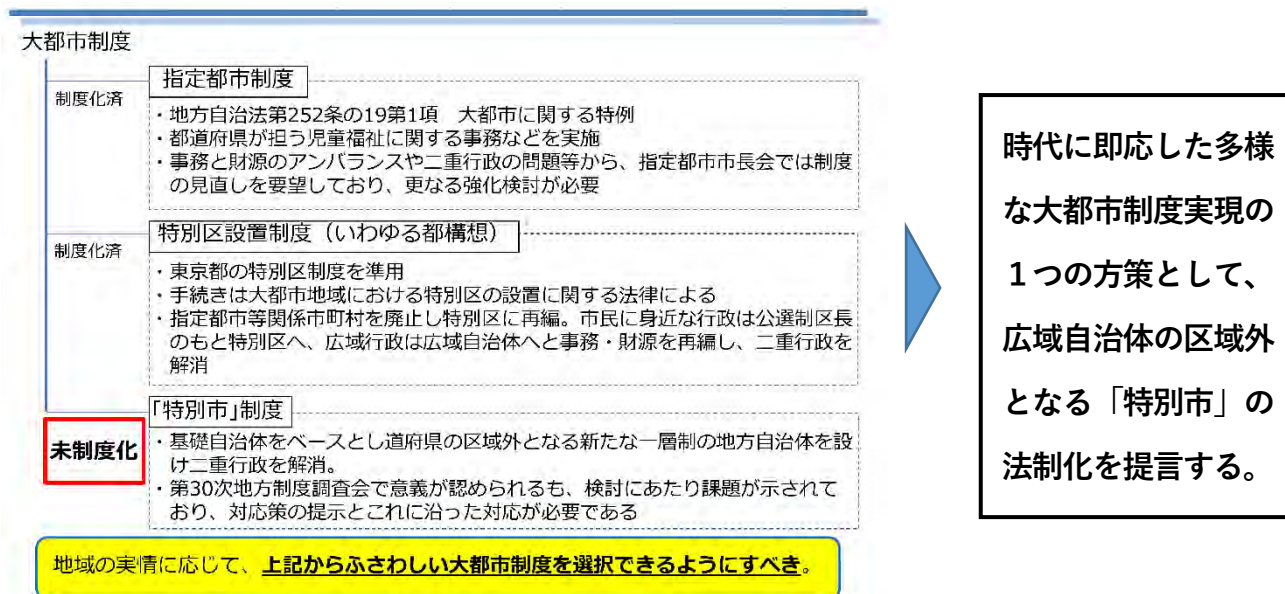
### 指定都市制度の抜本的な改革と特別市の早期実現が必要

- (1) 地域によって都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なるため、従来の基礎自治体・広域自治体の二層制を前提としない、**地域の実情に応じた多様な地方自治制度が必要**。
- (2) 我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、**日本全体の成長力を高め、経済を活性化し、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる「特別市」制度の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要**。
- (3) 第 30 次地方制度調査会の答申では、「都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市に近づけることを目指すこととし、特別市を創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある」とされている。
- (4) 第 30 次地方制度調査会の答申を踏まえ、指定都市制度の見直しとして平成 28 年に地方自治法の改正により制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議については、導入から 7 年が経過しており、現在までの運用状況の検証と課題を明らかにすることが必要。

## 提案・要望内容

- 1 指定都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるよう、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として、「特別市」の法制化の実現に向けた次期地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進
- 2 第30次地方制度調査会答申を踏まえ地方自治法の改正により制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議の運用状況の検証と、多様な大都市制度の検討を進めるため、総務省に大都市制度検討専任組織（大都市制度企画官の設置）と新たな研究会の設置

## 参考1 現在の大都市制度の状況



出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

## 参考2 「特別市」制度の法的位置づけの整理

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。
税財源の調整	区域内における地方税は特別市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

# 観光振興や市民生活等を支える移動環境充実に向けた規制改革の推進

内閣府

- 1 観光振興・交通不便地における移動環境の充実に向けた規制のあり方検討
- 2 都市部のタクシー運転者確保のための試験制度の見直し

## 現状

### 国

- (1) 「観光立国推進基本計画」（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）では、令和 7 年に訪日外国人旅行者数が令和元年の 3,188 万人を超えることを、訪日外国人旅行消費額は令和元年の 4.8 兆円を超える 5 兆円を早期に達成することを目標に掲げ、インバウンド回復戦略の一環として、「訪日外国人旅行者等がより安心してタクシーや貸切バスを利用できるよう、環境を整備していく。」ことや、「国家戦略特区においては、過疎地域等における訪日外国人旅行者をはじめとする観光旅行者を中心とした運送需要に対応するため、自家用自動車の活用を図る」こととしている。
- (2) 「ラストワンマイル・モビリティ/自動車 DX・GX に関する検討会」（国土交通省）では、持続可能で利便性の高い交通サービスの実現に向けて、制度・運用の改善策を令和 5 年 5 月に公表。また、旅客自動車運送事業の担い手の確保などの今後の取組の方向性を令和 5 年 7 月に公表。
- (3) 令和 5 年 10 月に改革の司令塔として「デジタル行財政改革会議」を設置。10 月 11 日の初会合ではデジタルで解決すべき課題例のひとつとして「地域交通の担い手不足」「移動の足が不足」を提示、「タクシー・バス等のドライバーの確保」「不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用」が検討の方向性として示された。また、10 月 16 日に開催された「規制改革推進会議」においても、「インバウンド観光客増加に対応した規制・制度の総点検」、「タクシー・バスの運転手確保、移動の円滑化」が課題として示された。

### 横浜市

- (1) 「横浜市中期計画 2022～2025」において令和 7 年の観光入込客数 3,791 万人、国際会議参加者総数 27.4 万人を目標に掲げ、観光・MICE の振興に取り組んでいる。令和 5 年度のクルーズ船寄港回数は、過去最多を記録した令和元年の 188 回を上回る約 200 回を見込んでいる。
- (2) 郊外の住宅地では山坂が多く、体力低下や運転免許証返納により外出が困難な高齢者や、子どもの送迎の負担を抱える子育て世代など、あらゆる世代から移動手段の充実が望まれており、地域の移動手段の確保に向けた取組を進めている。
- (3) 法人タクシー運転者数は、平成 23 年度から令和 3 年度までの間に 10,260 人（43.8%）減少しており、法人車両数の減少 1,106 台（10.7%）と比較すると運転者数の減少が大幅に上回っており、運転者不足が進んでいる。（神奈川県）

## 課題

### 移動環境の充実や運転者確保が必要

- (1) 更なるインバウンド需要の喚起を図るためには、多様化する訪日外国人旅行者のニーズに応える移動手段を確保することが必要。

(2) 全国的に運転者不足等によりバスやタクシー等の公共交通の維持が危ぶまれる中、現状の移動サービスの水準を維持し、交通が不便な地域の移動手段を確保することが困難な状況。

### 都市部において不足するタクシー運転者の確保策が必要

(1) タクシー運転者の数は年々減少しており（神奈川県で平成 23 年から令和 3 年までに 10,260 人減少※）横浜市内においても乗車待ち時間が長くなっているという意見が寄せられている。都市部の旅客輸送を担うオンデマンドの公共交通機関としての機能向上が求められている。

(2) 大都市部の指定地域でタクシー業務を行うためには「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」への合格が必要だが、試験科目のうち「地理試験」は、導入時には想定されていなかったカーナビゲーションシステムの高精度化や普及拡大により、時代にそぐわない規制となっている。試験科目から除外することはタクシー業務の人員確保・車両供給力の拡大に有効。

※ 出典：ハイヤー・タクシー年鑑（ハイタク問題研究会）

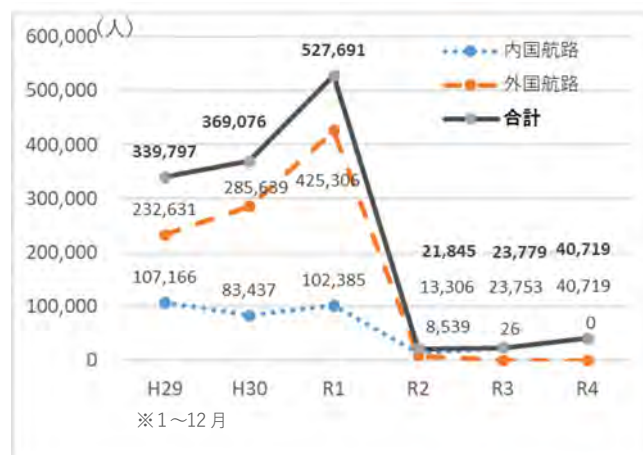
### 提案・要望内容

- 1 市民生活や訪日外国人旅行者のニーズが多様化している中、既存公共交通の維持と多様な移動ニーズへの対応を図るため、自動運転技術の更なる開発推進や、バス・タクシーなどの運転者確保策の強化、自家用車による旅客の運送（自家用有償旅客運送やライドシェア含む）など、関連する規制のあり方を検討すること
- 2 指定地域で実施されている「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」について「地理試験」を廃止するなどの規制改革を推進すること

### 参考 1 観光入込客数の推移（横浜市）



### 参考 2 クルーズ船乗降人員数の推移（横浜市）



### 参考 3 法人タクシー運転者数・法人車両数の推移（神奈川県）

年度	H23	H28	R3
法人タクシー運転者数 (人)	23,406	18,427	13,146
法人車両数 (台)	10,325	10,188	9,219

出典：ハイヤー・タクシー年鑑（ハイタク問題研究会）

- ・平成 23 年度から令和 3 年度までに法人タクシー運転者数が 10,260 人 (43.8%) 減少
- ・同期間に法人車両数は 1,106 台 (10.7%) 減少
- ・車両数に対する運転者数の減少が大幅に上回っており運転者不足が進んでいる

提案の担当 / 政策局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長 柴 政紀 TEL 045-671-2109  
 都市整備局企画部企画課エリアモビリティイノベーション担当課長 馬場 明希 TEL 045-671-4829  
 にぎわいスポーツ文化局観光 MICE 振興部観光振興課集客推進担当課長 石川 久美子 TEL 045-671-4232

# 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における 定額減税実施に際しての地方行財政への配慮

総務省

## 現状・課題

### 国

コロナ禍を乗り越え改善しつつある我が国の経済を更なる成長軌道に乗せていくため先般閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、物価高による住民の負担を緩和することを目的として、令和6年度税制改正において令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税を実施するとの施策が示されている。

### 横浜市

基礎自治体として最大の人口を擁する本市において、減税を確実に実施し、あわせてあらゆる住民サービスを継続的かつ安定的に実施していくうえで、以下のとおり要望する。

## 提案・要望内容

- 1 個人住民税減税による減収分に係る国からの補填については、**全額を特例交付金として措置すること**。また交付時期等について地方の財政運営に配慮すること
- 2 地方の固有財源である地方交付税の原資である**所得税の減税により、地方に必要な交付税額の確保に影響を生じさせないこと**
- 3 個人住民税の減税を行うためには、**自治体情報システムの標準化・共通化に向けて作業を進めている中で、税務システムの緊急的な改修が必要となることから、制度の詳細について早期かつ十分な情報提供を行うとともに、必要な財源を措置すること**



提案・要望項目 府省別一覽

## 内閣府

24 観光振興や市民生活等を支える移動環境充実にに向けた規制改革の推進 p51

## こども家庭庁

2 子どもの医療費助成の充実 p3

3 子育て・教育に係る経済的支援の拡充 p5

4 こども未来戦略方針に基づく子ども・子育て施策の強化に向けた必要な措置 p7

## 総務省

23 「特別市」の早期法制化の実現 p49

25 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における定額減税実施に際しての地方行財政への配慮 p53

## 外務省

14 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p31

16 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p35

## 財務省

15 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p33

16 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p35

## 文部科学省

5 デジタル・AI時代を見据えたGIGAスクール推進 p13

6 充実した教育環境のための支援スタッフの配置及び教員確保のための処遇改善 p15

## 厚生労働省

1 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計 p1

7 介護職員等の処遇改善と負担軽減に向けた取組の推進 p17

8 医師の働き方改革を支えるデジタル技術を活用した医療DXの推進 p19

9 新型コロナワクチンの安定的な制度への移行に向けた必要な措置 p21

10 帯状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置 p23

## 農林水産省

14 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p31

15 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p33

## 経済産業省

11 社会経済情勢を踏まえた中小企業への支援 p25

12 水素社会の実現に向けた取組への支援 p27

13 プラスチック資源循環の推進 p29

14 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p31

19 安全・安心で環境にやさしい港づくり p41

## **国土交通省**

- 14 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p31
- 15 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p33
- 16 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p35
- 17 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進 p37
- 18 クルーズ船の受入れ機能強化と港の賑わい創出 p39
- 19 安全・安心で環境にやさしい港づくり p41
- 20 道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進 p43
- 21 高速道路の整備推進 p45
- 22 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進 p47

## **環境省**

- 13 プラスチック資源循環の推進 p29
- 19 安全・安心で環境にやさしい港づくり p41

## **防衛省**

- 16 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p35





---

横浜市 政策局 大都市制度推進本部室 大都市制度・広域行政部 広域行政課  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

---

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>